

経 済 労 働 委 員 会 記 録
< 第 3 号 >

平成25年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成25年3月25日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 3 号>

開会の日時

年月日 平成25年 3 月 25 日 月曜日
開 会 午前10時04分
散 会 午後 5 時 0 分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第34号議案 沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例
- 2 乙第35号議案 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 3 乙第36号議案 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第37号議案 沖縄特例通訳案内士育成研修等手数料条例
- 5 陳情平成24年第81号、同第102号、同第113号、同第114号、同第119号、同第123号、同第140号の 2、同第143号、同第144号、同第146号、同第148号、同第151号、同第158号、同第161号、同第162号、同第166号、同第177号、同第184号、同第185号、同第196号、同第198号、同第206号、第 6 号、第13号、第28号、第30号及び第33号
- 6 閉会中継続審査・調査について

出 席 委 員

委 員 長 上 原 章 君
副 委 員 長 砂 川 利 勝 君

委	員	座喜味	一	幸	君
委	員	翁長	政	俊	君
委	員	新垣	哲	司	君
委	員	仲村	未	央	さん
委	員	崎山	嗣	幸	君
委	員	玉城		満	君
委	員	瑞慶覧		功	君
委	員	玉城	ノブ	子	さん
委	員	儀間	光	秀	君
委	員	喜納	昌	春	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

商工労働部長	平良敏昭	君
産業雇用統括監	小嶺淳	君
産業政策課副参事	古堅勝也	君
新産業振興課長	上間司	君
企業立地推進課長	大城玲子	さん
情報産業振興課長	慶田喜美男	君
文化観光スポーツ部長	平田大一	君
観光政策統括監	下地芳郎	君
文化スポーツ統括監	湧川盛順	君
観光政策課長	嵩原安伸	君
交流推進課長	照喜名一	君
文化振興課副参事	喜友名朝弘	君
農林水産部長	知念武	君
森林緑地課長	謝名堂聡	君
環境生活部自然保護課班長	渡嘉敷彰	君

○上原章委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第34号議案から乙第37号議案までの条例議案4件、陳情平成24年第81号外26件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日は説明員として、商工労働部長、文化観光スポーツ部長及び農林水産部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第34号議案沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

平良敏昭商工労働部長。

○平良敏昭商工労働部長 それでは、商工労働部関係の3議案につきまして、御説明いたします。

議会配付資料平成25年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その3）の502ページをお開きください。

乙第34号議案沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例について御説明いたします。

乙第34号議案沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例については、バイオ関連産業等の活性化を促進するため、沖縄バイオ産業振興センターを設置するとともに、その管理に関し必要な事項を定める必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

沖縄バイオ産業振興センターは、うるま市州崎に立地している株式会社トロピカルテクノセンターの施設を平成25年3月末に取得し、その一部を改修後、バイオ関連の研究開発による新事業開拓や研究成果の企業化等を支援する施設として活用するものであります。

この条例は、公布の日から起算して6カ月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する予定であります。

説明は以上となります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第34号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、

重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 ここに入居する企業は、県内企業が主になりますか。

○平良敏昭商工労働部長 現在でも今の建物はほぼ満室でございます。今入居しているバイオ関係の企業等が中心になります。ですから、基本的には県内企業が中心になって、今後、新たなものが出てくれば入居は対応していく形になります。

○玉城ノブ子委員 入居目標といたしますか、見通しはどうでしょうか。

○上間司新産業振興課長 見込みは8割を予定しております。理由は、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター既にインキュベーション施設を設置しておりますが、そこに8割入っている。株式会社トロピカルテクノセンター、現施設にも8割の入居があることで、8割を見込んでおります。

○玉城ノブ子委員 8割は全部埋まる見通しですか。

○上間司新産業振興課長 そのとおりです。

○玉城ノブ子委員 この関連企業の今後の発展する見通しといたしますか、そこら辺は私たちとしては心配です。この企業の今後の振興発展の見通しはどのようになっていますか。

○平良敏昭商工労働部長 ベンチャー企業が主ですので、これを支援しながらうまくその事業が軌道に乗れるようにやっていくということです。これについては、ベンチャー企業の場合はやはり研究成果をうまく事業化に持っていくことが大きな目的といたしますか、建物の目的でもありますので、これをしっかりと県として支えながら、可能な限りひとり立ちをしていく。それに伴って当然雇用もふえていくという考えですので、そういう対応をしていきたいと考えております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第34号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第35号議案沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

平良敏昭商工労働部長。

○平良敏昭商工労働部長 続きまして、資料の506ページをお開きください。

乙第35号議案沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

乙第35号議案沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、国際物流拠点産業集積地域うるま地区内に、新たな賃貸工場を整備することに伴い、その使用料の徴収根拠を定める等の必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

この条例は、公布の日から起算して6カ月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する予定であります。

ただし、別表の1の表常設展示用施設使用料の項を削る改正規定は、公布の日から施行する予定です。

説明は以上となります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第35号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 月額上限388万円と非常に高額な使用料の設定になっていきます。その設定額の根拠を御説明お願いします。

○大城玲子企業立地推進課長 この金額につきましては、工場の建設経費、土

地購入費、維持管理費など県の負担する金額をもとに算定しております。工場の耐用年数が31年ですので、それも勘案しまして。一番大きなものは、それに機械の部分も加えておりまして、トータルの使用料になっております。

○仲村未央委員 機具の耐用年数はどれくらいで算出されましたか。

○大城玲子企業立地推進課長 機械の種類もいろいろございますが、約8年から10年で計算しております。

○仲村未央委員 恐らく最高額月額388万円負担することは、非常に借りる側にとっても安くはないといえますか、大きな額だと思います。そこはもちろん、支払い可能な見通しといえますか、これで賃貸料自体が滞ることは起こりませんよね。

○平良敏昭商工労働部長 今、企業立地推進課長から説明があったとおり、賃貸工場の耐用年数、使用する機械の耐用年数等をもとにやって、国庫負担分を除いた県の負担分をベースに算出しております。企業側もそれについては特に問題がないということで調整もついております。今の御質疑のような問題はないと理解しております。

○仲村未央委員 工場の施設だけでなく、設備、機器もセットでレンタルということは、これまで珍しいといえますか、結構踏み込んだ貸し方だと思います。そこで、もともとここは5社ですか、セットで応募する形態をとったという意味では、もともと渋谷工業株式会社あたりを想定した形になっていたかと思いますが、そこら辺は十分に応募に当たっての公共性といえますか、競争性は働いたと考えていますか。

○平良敏昭商工労働部長 なかなか難しい御質疑ですが、委員のおっしゃるように、ある面、従来は1社単位で企業を誘致してきたわけです。私どもの頭の中では、今のようなケースはずっと想定しておいて、ワンセットでごそっと、言葉は悪いですが、そういう関係する皆さんが来たほうが非常に効率的で、立地する企業も安心感があるという考えを持っていました。今回、たまたまそのような動きがあって、特定の企業を前提にしたことはやりにくいということで、全国的にも公募する形でやりながら、複数社来れば優先順位をつけて、両方ともよければ引き続きという想定もあって公募をしました。今回、たまたま渋谷

工業株式会社とその関連する4社となりましたが、仮に今後もそのようなケースがあれば、ケース・バイ・ケースで、沖縄県にとって非常に有意義な雇用も拡大するようなものであれば、そういう対応を今後もしていくと考えております。

○仲村未央委員 もちろん誘致したからには進出させるわけですから、そこをうまく生かしたいということはわかります。ただ、やはりそれなりの高額な機器を貸与する—しかも、進出企業の業種があらかじめ選定されている、恐らくここが入るだろうという見通しがあった中での貸与ですから、やはり進出企業が気に入るような機器をそろえていると思われま。そこで汎用性の問題では、やはり取りかえることもなかなか、ここが撤退したら次はどこが入るということでもないのではないかという、従来にない懸念もあるのかなという感じはします。それは始まっていることですので、十分にそこら辺は、どこかで私企業に安易に優遇をしたということが後になって問われることがないような、そういった対応が必要なのかという感じがします。もう一つは、進出企業の事業開始はいつになりますか。

○大城玲子企業立地推進課長 工場の完成時期、機器の設置を踏まえて、8月ごろを想定しております。

○仲村未央委員 雇用の見込み数はわかりますか。

○大城玲子企業立地推進課長 5年後の中核企業と関連企業全部で101名を想定しております。

○仲村未央委員 人材の確保ですが、今まで工業系の人材の就職先はなかなか県内になくて、技術系のところから出て行く人材は、ほとんど県外に働きに出ることが多かったと思います。そこら辺、県内の排出される技術系の人材がどこにどれくらいいるのかとか、そこに対する積極的な採用のアプローチは企業側にも働きかけていらっしゃいますか。

○小嶺淳産業雇用統括監 工業高等学校などを含めて大体3000名くらいの卒業生がいます。国立沖縄工業高等専門学校とか、沖縄ポリテクカレッジとかを含めて、我々も仲介としてかなり優秀な人たちが来そうだという状況です。

○仲村未央委員 私も沖縄ポリテクカレッジの先生方と何度か意見交換をしています。ここに金型が立地し始めることに対して非常に関心が高いし、自分たちがつくった人材が一これまでもほとんど100%で県外に出てはいるのですが、やはり安定雇用で正社員として、しかも一定の所得層がここから育っていくことになる、非常に有力な就職先としてそれぞれが排出する側も教育機関の期待が大きいと思います。そこのマッチングがうまくいくように、商工労働部からの大きな働きかけがとても大事だと思いますが、いかがでしょうか。

○小嶺淳産業雇用統括監 特に学校の教員の皆さんとの仲介とか、そういうことを我々は積極的にやっておりますので、かなりこの5社については県内の学校の皆さんには周知されている状況です。やはり就職したいという希望がたくさんあると聞いております。

○仲村未央委員 ぜひ所得を上げていく、平均賃金を押し上げていくという意味では、非常に大きな予算も使って投入されていますので、頑張ってくださいと思います。

商工労働部長が今回最後になりますので、あえてこの間課題としてきたことを、ぜひとも商工労働部長のいらっしゃる間に聞いておきたいと思います。この国際物流拠点産業集積地域の中の入居企業に対する審査のあり方、継続的な支援のあり方について、本会議でも触れておりますが、以前ここに入居していた企業が研修制度を使って、研修期間1年という形で人を雇って、研修名目ではありますが、実際には県の雇用基金、うるま市の人材育成事業等を活用してそこで働かせて。もちろん正規の社員にさせる、技術者として育てる名目の基金だと思えます。それが実際には雇用基金の切れ目で人を解雇していくことが起こって、実際には従業員がほとんどいなくなってしまう状況がありました。これについて、この企業のその後の展開はどのようになりましたか。

○平良敏昭商工労働部長 現状の詳細につきましては後で担当課長から答弁させますが、今委員がおっしゃったように、せっかく沖縄の特区の賃貸工場に、しかも県がかなりの初期投資もやってここに入居した企業の、今おっしゃるような事例が過去何件かありました。現在も委員が御質疑されている件がありまして、結果として審査が甘かったという御指摘を受けても、正直に申し上げて現実問題だと思っております。私どもが企業を賃貸工場に入居させる際には、金融機関の審査等も応用しています。つまり、金融機関がきちんと融資をする。融資をするということは、金融機関も事業性、資金調達等を含めて検討した上

で融資をします。両方でそういう仕組みはやっていますが、現実問題としてこういう問題が起こったことで、これについてはやはり今後可能な限りそういうことがないように、特にせつかくそこに就職して、1年足らずでそういうことが起こるといことは、御指摘されても我々としては本当に申しわけないと考えております。今後そういうことがないように、審査をしなければならないと思っています。

○大城玲子企業立地推進課長 御質疑の撤退企業の雇用問題につきましては、現在、その賃貸工場では操業していない状況になっております。元従業員の未払いの給与等につきましては、労働基準監督署が所管している立てかえ払いの請求の手続を進めているところです。いろいろ確認の手続とかございますが、従業員の方の早い方では既に立てかえ払いを受けておられる方もおりまして、そこは順調に進んでいるところです。

○仲村未央委員 事業閉鎖に至ったのはいつですか。それから、解雇した従業員数は総勢何名ですか。

○大城玲子企業立地推進課長 今、私どもが把握している未払いのある従業員については19名です。実際に県の賃貸工場を退居したのは2012年11月末です。

○仲村未央委員 私からしますと非常に悪質と思われたのです。ちょうど基金の切れ目でこのように続出して不払いが起こることは、非常にゆゆしき事態だと。しかも県がお墨つきを与えて審査を通していく過程では、やはり金融機関や沖縄振興開発金融公庫も含めて、融資が得られやすいという信頼性を得るわけですね。そういった中でまつわるもろもろの助成事業、研修事業といったものが、賃貸工場一県の物流特区にいることによって一定程度信頼を得ていく、社会的な信頼を得ていく中で起こっていることですので、これは絶対に再発させてはいけないと思います。こういったことは特別な例だと思いますか、それともたびたびありますか。

○平良敏昭商工労働部長 過去に今のような形とは別の形で事業がうまくいかなかったことはありますが、今回の委員が御質疑されている企業のケースは、もともとそういった前提で立地したとは思っていません。つまり、具体的に申し上げますと、石垣牛の革をなめし革にするとか、非常にいい材料ができています。革業界から見ても非常にすばらしい材質だと評価を受けています。ただ、

残念ながら、賃貸工場でつくった通常のバック類をうまくルートに乗せることができなかった。したがって資金調達がうまくいかなかった。こういったもろもろの作用が働いた結果だと私自身は分析しております。そういうことが可能な限り起こらないようにすることが我々の役割だと思っています。

○仲村未央委員 ぜひ、一旦審査を通して後の、さらにほかのことに波及する基金の活用などについても審査を厳格に、しかも基金の目的に沿うような活用についても重々趣旨に沿うような活用のされ方を、継続的にかかわりながら指導を強化する必要があると思います。指導体制について弱さがあれば、そこは強化しなくてはいけないと思いますし、こういった後の労働基準監督署とのかわりも精力的にある程度県もずっとフォローに入って、窓口をとってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 全くおっしゃるとおりだと思います。我々は労働基準監督署にもいろいろ連絡をとり合いながら、特に我々が気になることは、そこで働いていた従業員の皆さんの給与の不払いとか未払いがありますので、こういうことを可能な限り、とりあえず解決策として国による立てかえ払い制度などを可能な限り迅速に対応していただくという取り組みもやってきたつもりです。

○仲村未央委員 ぜひ、うまくいくように頑張ってくださいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 今の質疑との関連ですが、使用料の根拠については聞いたのですが、結局は県が土地を購入して賃貸工場をつくって、機械も装備することになっていますが、これが8年から10年では月額388万3200円の使用料で全部解決できることになりますか。全部ペイされますか。

○平良敏昭商工労働部長 今、8年から10年と申し上げたのは機械だけに限定した話です。賃貸工場は31年の耐用年数が減価償却期間と考えています。10年過ぎたあたりでは、当然その分が済めば、賃料はそのときにもう一度議論をしなくてはいけないわけですが、今の話はあくまでも機械の部分だけの話です。

○玉城ノブ子委員 渋谷工業株式会社の関連企業が入って、沖縄振興一括交付金を使ってこれだけの機械も装備することになるわけですから、今でも何社か賃貸工場に企業が入ってきて、結局はうまくいかなくなって退居して、今の雇用の問題も出ていますが、非常に大きな損失を与える状況になっています。皆さんとしては、これだけの企業投資をして、投資した分についてはしっかりと徴収できる見通しは持っているということですね。

○平良敏昭商工労働部長 投資の回収という視点も大事ですが、一方で、そこで働いて賃金を得て生活していく一約500名の従業員が、今のうるま市の国際物流拠点産業集積地域にいます。それ以外に全体で4000名から四千数百名の皆さんがそこで働いて給与を得ているわけですから、そういう面ではいろいろな問題は御指摘のとおり、私ども反省材料として受けとめなくてははいけません。投資の回収のことはこれだけの県民の皆さんが仕事の間を得ているという点で、ぜひこの辺は全体的な視点も含めて対応を捉えていく必要があると思っています。

○玉城ノブ子委員 そこで働いている皆さん方の雇用環境—雇用状況も非正規雇用が圧倒的に多いわけですよ。そういう意味では、この皆さん方を正規雇用にしていく努力もしなくてははいけないと思います。それと同時に先ほど言ったように、結局はこの企業がうまくいかなくなって撤退することになると、この皆さん方は働く雇用の場も失っていく。県としても莫大な損失を受けることになるわけですから、そういう意味では、本当に皆さんがしっかりとした見通しを持って、しっかりとここで賃貸工場あるいは旧特別自由貿易地域で、企業が立地してそれをしっかりとうまく機能させるように、皆さん方がきちんとした支援をやっていかないと、これはまたさらに働く人たちにも大きな雇用の悪化をつくってしまうことにもなっていくわけですから、これについては皆さん方が具体的に本当にしっかりとした見通しを持って、やっていかないとはいけません。

○平良敏昭商工労働部長 大半が非正規雇用ということではなくて、いわゆる製造業系といいますか、一般工業団地も用地も含めて、国際物流拠点産業集積地域の製造業系も含めて、ここの雇用の内訳を見ますと、正規が約8割近くを占めています。県内の平均からしますとこの団地は正規雇用率が高いわけです。ただ、情報系のコールセンターがどうしてもいる分だけは、その分は情報系は低くなりますが、ただ、情報系も近年正規雇用率が徐々に上がってきています。

ですから、そういう点では御理解いただきたいと思います。大半が非正規雇用ということではございません。

○玉城ノブ子委員 私が言っているのは、この旧特別自由貿易地域の沖縄 I T 津梁パーク、この賃貸工場での正規雇用は非常に厳しいわけです。ですから、この雇用をもっと正規雇用にふやしていくということを言っているのです。そういうこともあって、こちらとしては県内の企業を育てることが正規雇用一しかりとした雇用を生み出していく上で非常に大事ではないかと言っているのです。ですから、ここで立地した企業が本当にしっかりと雇用環境も確保して、十分な企業の振興につながっていくようなことになっていかないと大変ではないかということがあるので、ぜひそれについては皆さん方としても、十分な振興発展のための支援をやっていくことが今後の対応として必要だと思います。

○平良敏昭商工労働部長 県内の企業、県外からの誘致企業と、もともと私としては分けるつもりはございませんが、県内の中小零細企業対策としては、全てが中城湾港新港地区工業団地に立地できるわけでもございませんので、今回の沖縄振興特別措置法の改正でも、新たに全県を産業イノベーション地域として、離島であろうがどこであろうが、立地した物づくり系の企業に対しては、税制の恩典を与えたわけです。従来は沖縄本島の13市町村が対象になっていましたが、これを全市町村含めてそういう制度を導入しました。そこは今回の新たな制度でそういう県内の中小零細企業の皆さんについても制度を吟味したつもりです。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 何点かお聞かせください。今回、この事業はアジアに向けた新たな取り組みということで、独特で非常に沖縄ビケーンという感じの取り組みだと思っていて、非常にマスコミからも注目を集めている事業です。そういう中で、建物から機械から整備をして、技術を持っていらっしゃるという事業になっていますが、これは非常に効率よく結果を出す面と、丸抱えというリスクも持っていると思います。そういう面からしますと、ある意味では経営に関して賃借料だけを払えばいいということだけではなくて、県が今後どのような形で、雇用も含めて経済の波及性を含めて参加していくのか、その辺のあり方を教えてください。

○平良敏昭商工労働部長 これは非常に一長一短ありまして、委員のおっしゃる趣旨もよくわかります。ただ、経営の中身まで行政が余り立ち入ることはいいことだとは思っていません。ただ、我々は常時立地企業と意見交換もしていますし、雇用に関しても先ほど産業雇用統括監からも答弁がありましたように、大学や国立沖縄工業高等専門学校など、いろいろなところとマッチングも進めながらやっておりますので、そこはきちんと絶えず連携をとりながら対応していきたいという考えです。

○座喜味一幸委員 今後のこういうニーズ、あるいは先ほどありました地域を広げて税制等の優遇を生かしていくという、今後のこういう事業の展開の可能性についてはいかがでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 沖縄県が今後、外向けに発展していくためには一従来はどちらかといえば県内マーケットが主の産業構成でした。しかし、なかなかそれで雇用も追いつかないということで、県外からいろいろな企業を一県内企業の新事業も含めて県外からも誘致する。そしてANAの国際物流ハブ機能をいかに活用して、沖縄が発展しているアジアと、どう経済的な交流をしていくかという視点で考えておりまして、近年、旧自由貿易地域那覇地区の周辺も含めて、ヤマト運輸株式会社や楽天株式会社、ほかの電子機器メーカーもかなり関心を示しておりまして、たしか先週も1社大手が来ていたと思いますが、そういういろいろな動きがございます。そういうことで、我々としてはそういう動きを適切に早期立地に向けて取り組んでいく考えでございます。

○座喜味一幸委員 細かくなりますが、月額388万円は大変大きいです。特に機械ですので、耐用年数は10年少しだと思いますが、高額な機械に対する予期せぬトラブルや部品の交換だとか、非常に機械は途中経費がかかりますが、その辺の責任分解はどのようなルールをつくっておりますか。

○平良敏昭商工労働部長 細かいことは担当課長より答弁させます。基本的には大きなトラブル以外は、日用の消耗、摩滅は当然企業の責任で対応していくこととなります。この辺はきちんと取り決めをしております。

○大城玲子企業立地推進課長 商工労働部長が申し上げたとおり、機械につきましては、特に大きなものでない限りは修繕等、部品の交換なども含めて企業

の負担ということで話を進めているところです。

○座喜味一幸委員 そこで大きなポイントは、例えば、機械が耐用年数少々の部品等の消耗材の切りかえなどをやってきたとしても、機械そのものは基本的には10年サイクルで更新しなくてはいけない時期があります。そうしますと、単純に聞きますが、耐用年数10年近くなってきたときの新たな機械の更新、それに際する責任はどのような形に整理しておりますか。

○平良敏昭商工労働部長 これについては、今後どういう10年後を目指して、どういう形でやっていくかということは、当然同じ機械がいいのか、あるいは企業の取り組み方で別の新規の部分なども出てきますので、それに合わせてどうやるか、それは基本的には今後企業側と協議をしていく必要があると思います。場合によっては、企業が設置するのか県が引き続き設置するのか、この辺は議論の余地はあると思います。今、明確にこうでなければならないという考え方は一柔軟に対応したいと考えております。

○座喜味一幸委員 この辺は経営をしっかりとしていれば、あとは我々がやりますということになると思います。ある意味では、厳しい状況も考えて更新期のあり方、そういうものについてはあるルールをつくっておかないといけないと思いますので、一つ非常に期待が大きいだけに、また今後とも波及性があるだけに、丁寧にぜひ管理、将来像も含めた施設のあり方をぜひ考えていただきたいと希望しますが、いかがでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 最も大切な御指摘でございます。当然、私どももそういうことは想定して、今後この辺の対応はきちんとやっていきたいと考えております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 旧特別自由貿易地域から始まって、国際物流拠点産業集積地域という形で移り変わってきています。この事業は、埋め立てが終わって企業の誘致が可能になった時点から、年月的にはどのくらいかかっていますか。

○平良敏昭商工労働部長 特別自由貿易地域に指定したのが平成11年3月末で

すので、そのとき既に第3次は一作業として埋め立て自体は終わっていましたが、まだ付随工事があり、埋め立てながら誘致をしてきたということでありませう。また、中城全体の393ヘクタール、第1次、第2次等の埋め立てが昭和57年に事業着手されまして、その後現在の旧特別自由貿易地域が主な地域となって、平成7年3月に第3次埋め立てを追加し、平成11年に特別自由貿易地域に指定したということですので、この経緯の流れの中で企業立地を進めてきたと。

○翁長政俊委員 旧特別自由貿易地域に限定して質疑しますが、今、埋め立てをして、企業誘致を図るこまの割り振りも含めて、実際にはどのくらいの企業が一何%の企業が入って、どれくらいのスペースがあいていますか。

○大城玲子企業立地推進課長 今、旧特別自由貿易地域は利用率として26.5%、23.7ヘクタール利用しております。そこに35社入居しております。今後の計画としましては、残地も含めて110社を計画しております。

○翁長政俊委員 なぜこういうことを聞くかと申しますと、特別自由貿易地域ができて、税制上の優遇措置が付されて、そこでなかなか企業誘致がうまく進まない。そこで何を考えたかといいますと、賃貸工場が新しく事業として出てきて、賃貸工場のインセンティブまでつけました。それにおいてもなかなか企業誘致が進まない。今回出てきたものが、工場プラス機械の設備まで全てレンタルできるという新しいバージョンアップが図られてきています。こういったインセンティブのつけ方がこれからの国際物流拠点産業集積地域の企業誘致のベースになると考えれば、進出企業はかなり来るものと期待できますか。

○平良敏昭商工労働部長 今回のような賃貸工場プラス機械は、ある面ではモデル的なもので、特殊な事例として今後も運用していきたいと思っています。全ての立地企業にそういうやり方をするのではなくて、沖縄県側にメリットがあるようなケース—例えば、今回のように大きな企業と関連する企業がセットでくるケース。そういうものについては、今後も必要な先方のニーズ等も踏まえて対応していくつもりですが、いわゆるロジスティック物流系の企業はかなり那覇市も含めて有望になります。ただ、製造業の場合は物流コストの問題等をどのようにクリアしていくかという部分がありまして、我々としては付加価値の高い航空輸送にたえられるような分野、あるいは船便であっても付加価値が高いようなもの。このようにかなり業種を絞った形に持っていかないと、な

かなか企業立地は簡単に進まない。ですから、この辺の分野をかなり絞って今後対応していく必要があると思います。

○翁長政俊委員 モデルケースにするとすれば、このインセンティブのつけ方が、いわゆる日本の企業の空洞化が進んでいって、特に町工場を含めて、金型もそうですが、技術系のいわゆる集積されたものがアジアを含めて、特に中国に流れている実態があって、その受け皿として、沖縄の国際物流拠点産業集積地域が受け皿になるのであれば、こんなにいいことはないと思っています。ただ、こういった形でかなり大きなインセンティブをつけても誘致できないとなると、初期投資も含めてアジアに出ていって、さらには人件費の安さだけで物事が進んでいって、セキュリティ問題も含めて今いろいろと見直しが始まっています。沖縄がこの位置になれる可能性が高いと思っているので、こういったことを聞いています。今やったシステムをベースにして、初期投資をかなり減らし、企業が沖縄の国際物流拠点産業集積地域のインセンティブに食いついてくるのであれば、こんなにいいことはないと思っています。そういう意味においては、今後の展開としてこれが一つのベースになって広げていこうという考えは方針としてないのですか。

○平良敏昭商工労働部長 先ほど申し上げたとおり、これをモデルとして今後もそういう大きな取り組みで沖縄県に来たいという企業があれば、それについては対応していく必要があると考えています。ただ、一般的にこういう企業全てにそういう対応をするかとなると難しいと思っています。企業の取り組み事業内容等を含めて、沖縄県でどれだけの雇用を含めて今後展開していくのか、この辺を含めて検討した上で、委員のおっしゃるような取り組みを、今回限りではないと当然私どもは念頭に置いております。

○翁長政俊委員 渋谷工業株式会社関連企業の今回の事業が、ある意味では、これからの国際物流拠点産業集積地域の工場誘致のあり方を決めていく、おもしろい事業だと見ています。そういう意味では、誘致したからいいのではなくて、県側がもっと可能性、さらにはサポートも含めてしっかりとやっていく必要があるだろうと。第二の渋谷工業株式会社がもっと出てきてくれれば、こんなにおもしろい形はないだろうと思っています。ぜひ頑張って、この事業が成功できるように県側のサポートもひとつよろしくお願いします。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第35号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第36号議案沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。

平良敏昭商工労働部長。

○平良敏昭商工労働部長 続きまして、507ページをごらんください。

乙第36号議案沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

乙第36号議案沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、沖縄 I T 津梁パーク施設内に新たに情報通信機器検証拠点施設を整備することに伴い、その使用料の徴収根拠を定めるほか、中核機能支援施設及び企業立地促進センターの駐車場使用料について事業用専用区画使用料に含める必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する予定です。

ただし、指定管理者の指定等準備行為に関する附則については公布の日から、駐車場使用料の改正規定については平成25年4月1日から施行する予定です。

説明は以上となります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより乙第36号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 今回の対象になっている施設の名称が、日本語で書くとよくわかりません。情報通信機器検証拠点施設という施設の名称と性質—いわゆる賃貸工場と何が違うのかということの説明いただけますか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 情報通信機器検証拠点施設と申し上げますのは、この施設の中で展開していく事業は—最近急速に普及が進んでいますスマートフォンで、家庭内で使っているテレビ、大型の白物家電と言われる冷蔵庫、それらの機器を制御する、コントロールする製品が非常に普及を始めています。この施設は、スマートフォンと大型テレビ等々がきちんとつながって、きちんと作動するか検証をしていくことから始めていく施設になります。最初は片仮名でモバイル機器とかの名称にしておりましたが、基本的に条例上、外来語は使えないということで、情報通信機器という広く汎用性のある名前にしております。

○仲村未央委員 わかりました。今回改定の使用料ですが、改定後に増額になりますがこの理由をお願いします。

○慶田喜美男情報産業振興課長 駐車場の使用料金を、これまで1台当たり毎月3000円を徴収しておりましたが、その手続上、非常に業務が煩雑になってくると、駐車場を管理するための人員をふやさなくてはいけないという状況が出てまいりましたので、企業にとっても非常に事務手続が煩雑な状況になっております。そのことを踏まえて、企業の要望を踏まえて、基本的に建物の使用料金に駐車場の料金を含めてしまうということです。建物の面積に従業員数はほぼ比例しているのです、そういう形で徴収しようということで入居企業の了解を得て改正しました。

○仲村未央委員 この施設は実際には供用開始はいつになりますか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 今の駐車場使用料の料金改正につきましては、既存の施設、既に供用開始をしている施設の部分の使用料の改正です。

○仲村未央委員 情報通信機器検証拠点施設の供用です。

○慶田喜美男情報産業振興課長 本年9月を予定しております。

○仲村未央委員 名称とも絡んでいると思いますが、今回の拠点施設への入居が想定される分野は、先ほどおっしゃっていたスマートフォンの互換性の検証だと聞かれました。そういった業種について御説明ください。

○慶田喜美男情報産業振興課長 この施設の中に入居する企業は、既に沖縄 I T津梁パークの中に設立されております。県内の企業と県外の技術を持った企業と一緒に、沖縄 I T津梁パークの中に新しい会社を設立して、既に一部業務を始めております。基本的にはスマートフォンと大型テレビ等々の接続検証の事業を通信機器メーカーから受託しまして、展開しております。その業務はこれから非常に需要が伸びていく分野でございますので、その企業が9月から拡大していく拠点として入居することを想定しております。

○仲村未央委員 互換性、テスト機能ですか、そういった業種に対する施設の対応ということになります。それを想定した施設の優遇とか、先ほどの国際物流拠点産業集積地域では設備、機器までそこで使用することを想定して、ある程度業種を絞り込んで施設をレンタルしますよね。ここでも業種をある程度—今おっしゃるような検証の互換性のテストをする業種が入ってくることをあらかじめ想定して、施設の何か優遇された設備とか入っていますか。

○平良敏昭商工労働部長 先日、東京都や大阪府でも I O T—インターオペラビリティ—テストという相互接続の検証ということになりますが、実は大手の皆さん、家電メーカーも含めて、単なる通信系の企業だけではなくて、大手のテレビ、洗濯機などいろいろな物をつくってきて、今は全部無線の時代に入っています。洗濯機までがスマートフォンで動く時代になってきておまして、みんなそういう課題を抱えています。つまり、ある機器とは接続がうまくつながるが、別のものとはつながらない可能性がある。これをどうするかということで、大手の皆さんも課題を持っています。実は、シンポジウムなどに参加していろいろな皆さんと意見交換しましたが、沖縄県が先駆けてやることは非常にありがたいと。みんな課題を抱えていると。世界でも数千くらいの携帯電話があるらしいのですが、これがうまくつながるかなかなか検証ができないと。それを沖縄県が主体となって、こういったテストの機器類も整備して、企業はある面では機器を活用してテストができるわけですから、そういう取り組みは非常に高く評価されておりました。例えば、物流系の企業もそういう課題を持っていると。物流ロジスティック企業—例えばヤマト運輸株式会社なども。ですから、行政が先駆けてやること自体が非常に意義があるという評価を高く受けておまして、今後こういう業務は沖縄が中心にやっければ、沖縄に集積していく可能性はあるのではないかと。先日のシンポジウムに参加しての感想です。

○仲村未央委員 やはり拠点施設はそういったテストイングの業種をあらかじめ選定したレンタル施設ということになって、一定の設備投資も入っているわけですね。

○平良敏昭商工労働部長 そういうことです。

○仲村未央委員 今、商工労働部長がおっしゃるとおり非常に需要のある、先見性のある分野であろうかと話を聞いて思います。こういったITと一くくりに言っても本当にいろいろな機能を持つ、あるいは業種があると思います。そこら辺で誰が判断をしているのか。つまり、今回テストイングに業種を絞りましたよね。これは商工労働部だけでやっているのか。審査会を持って、先々の先見性を見て、そこに対象業種としてこれだけの施設を賃貸していくに当たって、ある程度限定して業種を絞り込んでいくわけですから、やはり一定の制約もいろいろ出てくると思います。そこら辺での施設の貸し方として、公共の投資が入るという意味で、この辺の選定の判断は誰がやっていますか。

○平良敏昭商工労働部長 誰がやっているといたしますか、最終的には県が判断します。私どもはITのいろいろな団体、当然沖縄IT津梁パーク内に入っている株式会社沖縄ソフトウェアセンター、あるいは大手の皆さんも、いろいろ皆さんが向こうに入っています。県内の情報関連の産業団体とか、こういったところと意見交換をして、今後どういう分野が可能性があるかという議論をしながら、今回は今のIoT関係の投資を進めながら、企業の誘致可能性を含めて、あるいは海外との関係では、アジアIT人材を育成するための研修事業が必要だという判断は当然、業界の皆さんと意見交換をしながら最終的に県で判断するという流れになっています。

○仲村未央委員 情報の集積、集約も含めて、恐らく行政ですから幅広く入ってくる中での政策判断だと思います。やはり非常に成長の早い分野ですし、それこそ広い技術が求められるでしょうから、行政が民間の投資を支えていくという中では、判断の重要性は非常に高いと思います。もちろん審査会などをやって、いろいろと時間をかけていると間に合わないということもあるでしょうが、ある程度、具体的に業種を絞り込んでいく中で、先ほどの国際物流拠点産業集積地域もそうですが、競争性とか、つまり対象業種の選定に当たって、あらかじめ絞り過ぎていく中で、余りにも特定の企業への優遇という形でつなが

っていないかという心配も裏表だと思います。その辺は、テスト機能を持つ業種の競争性はどれほどありますか。県内あるいは県外の業者は。これから公募ですよ。

○小嶺淳産業雇用統括監 一企業ではなくて、社団法人をつくってもらっています。そこに支援をして、そこでテストの基盤をつくって行って、それを沖縄の企業、加盟している企業みんなで使う。ある種、共同利用の形態でやっていますので、特定の企業に向けてやるという仕組みにはなっておりません。

○仲村未央委員 ということは、1社に入居させて使用させるものではないわけですか。

○小嶺淳産業雇用統括監 基盤そのものは共有ですが、実際にそれを使うのは仕事を持ってきた企業が分担してやります。そういう意味では、分担している企業によってたくさん仕事を持って来られるところは、たくさんの面積が必要でしょうし。そのようなやり方でシェアしていくことになります。

○仲村未央委員 そうなると、実際に県内でテスト機能を持っている業者は、社団法人当たり何社くらい、そこを活用する企業が出てきますか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 今、社団法人を設立していると申し上げましたが、その会員の企業に入っている県内の企業だけでも10社あります。

○仲村未央委員 そうなりますと、ここが供用開始されるとこの10社について、この出入りはどのように、誰が管理してさせますか。誰でも来て使えますか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 入居していく企業は、今後、公募していくことになります。基本的には県外企業からテストの業務を受注してきた企業が入居する形になります。県内企業と県外から受注する企業と、それぞれの企業で新製品を扱いますので、非常に機密保持が重要になってきます。今の施設は基本的には小部屋、小部屋で企業ごとに入居できる形の設備を整えておりますので、受注案件が来次第、その企業に入居していただく体制を準備しております。

○上原章委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲村委員から施設の使用方法について確認があった。)

○上原章委員長 再開いたします。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 実際にそこが動き出すことによって、雇用創出の見込みなどもありますか。今の使用形態だと、実際にそこで定着して従業員がそこで育っていくという形のイメージは湧かないのですが。持ち込んできて、一定期間検証するシステムのようなのですから。雇用との関係ではどうですか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 現在の施設は、テストイング要員の従業員が最大約280名勤務できるような施設になっています。

○仲村未央委員 つまり、持ち込んできてそこでテストイングする企業が連れてくる従業員ということですか。それとも、テストイングをするためにそこで新たな雇用が発生しますか。その拠点施設においてですよ。そこに常時雇用があるということですか。

○慶田喜美男情報産業振興課長 今後拡張、拡大していく事業分野ですので、新たに280名の雇用が発生するということです。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第36号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、商工労働部関係の陳情平成24年第102号外6件の審査を行います。

ただいまの陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

平良敏昭商工労働部長。

○平良敏昭商工労働部長 それでは、商工労働部関係の陳情につきまして、そ

の処理方針を御説明いたします。

お手元に配付しております、経済労働委員会陳情に関する説明資料を1枚めくっていただき、その目次をごらんください。

商工労働部関係は、継続陳情が6件、新規陳情が1件となっております。

継続陳情6件のうち、5件につきましては、前議会における処理方針と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

それでは、まず、継続陳情について、御説明いたします。

修正のある箇所は下線により表示しております。

説明資料の1ページをお開きください。

陳情平成24年第102号駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する陳情に係る修正箇所については、2ページとなっておりますので、2ページをお開きください。駐留軍関係離職者等臨時措置法については、有効期限を延長する同法改正案が3月8日付で厚生労働省より通常国会に提出され、現在、衆議院において審議中であることから、その旨を追記、修正しているものであります。

続きまして、説明資料の12ページをお開きください。

新規の陳情であります。

陳情第6号第64回九州地区地域婦人大会の大会宣言・決議に関する陳情について、御説明いたします。

陳情者九州地区地域婦人団体連絡協議会会長後藤ミツノ。

陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

沖縄県では、エネルギーの安定供給やエネルギー源の多様化、低炭素社会の実現などを目的に、太陽光や風力発電設備の設置、小規模離島におけるエネルギーマネジメントシステムの導入、海洋温度差発電の実証事業などを実施し、島嶼地域に適した再生可能エネルギーの活用に向けたさまざまな取り組みを推進しております。

以上が商工労働部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 12ページの陳情第6号の再生可能エネルギーについてですが、新しい法律ができて、再生可能エネルギーの活用の推進を国も含めて進めておりますが、沖縄において民間企業が電力会社と協議して、きちんと太陽光エネルギーを供給できる体制はどのぐらいでき上がっているのでしょうか。

○古堅勝也産業政策課副参事 再生可能エネルギーの固定価格買取制度が平成24年7月から始まっていますが、今年度の太陽光の導入でいきますと、1万4000件で7万キロワットぐらいの導入になっていまして、平成23年度と比較して、件数では21%増、容量では52%増で、かなり太陽光の導入が進んでいる状況でございます。

○翁長政俊委員 1万4000件は家庭用も含めてということですか。

○古堅勝也産業政策課副参事 家庭も含めてでございます。

○翁長政俊委員 家庭を除く産業用といいますか、いわゆる企業関係がやろうとしている事業系の太陽光のパーセンテージは、どれぐらい進んでいるのですか。

○古堅勝也産業政策課副参事 今年度の産業用で一家庭用ですと10キロワット未満で、産業用ですと10キロワット以上という形で区分されますが、平成24年7月から見た時点で228件、10キロワット以上で、約3メガー3000キロワットぐらいになっています。

○翁長政俊委員 228件の申請があったものは、現実に電力会社とつないでいるのですか。

○古堅勝也産業政策課副参事 実際に今つなげている状況でございます。

○翁長政俊委員 42円の買い取りが法律で義務づけられていましたよね。42円で買い取りが義務づけられていて、私どもがいろいろと調査をして知る範囲では、義務づけられているにもかかわらず、電力会社との接続がうまくいって

ない実態があると聞いているのですが、商工労働部長、どういう理由でこういうことが起きるのですか。

○平良敏昭商工労働部長 翁長委員の御指摘のとおり、そういう状況があるように聞いております。具体的には、例えば沖縄の場合は電力系統が非常に弱い地域が多いわけです。容量関係です。そうしますと、そこでいきなり数千メガ、数十メガとかを持ってくると、それをうまく平準化していく仕組み、装置が必要になってくるわけです。いわゆるバッテリー等になるわけですが、これを誰が負担するのかということで、いろいろ電力会社側と事業者側で話があるようですが、今回の買い取りの仕組みの中では、電力会社側も拒否できるケースがあるわけです。そういう問題等がある場合には電力会社側も買い取りを拒否することができるということがありまして、恐らくそういう問題が根本にあるのかと。中には全く地域の電力容量もわからずに、いきなり何万キロワットという話もあったとか、いろいろなケースがありまして、なかなかその辺の実態がつかみにくい—我々県サイドとしては、電力会社を通してしか情報が入らないという状況になっています。

○翁長政俊委員 国の法律では、買い取りは義務ですよね。電力会社は拒否する権限を有していますか。

○平良敏昭商工労働部長 要項の中では確かに買い取り義務制度となっておりますが、特定の条件、ケースの場合は電力会社としてお断りすることができるとなっております。

○翁長政俊委員 今言うバッテリーの問題ということになると、離島僻地を含めて単位の小さいところ、電力の使用の単位の小さいところではそういうことが多分起こるだろうと思いますが、沖縄本島においてもこういう事例がかなり頻発していると聞いているのですが、ここの買い取りの部分は県の指導—県は国の法律に基づいてきちんと買い上げなさいという指導義務はないのですか。

○平良敏昭商工労働部長 県に直接の義務があるわけではないのですが、基本的には国の電気事業法に基づいて、沖縄総合事務局等がそういう指導権限を持っているわけですが、我々も再生可能エネルギーを県内で普及させていきたいという考えは当然あります。ですから、電力会社には絶えずその辺の問題は問題として話はしておりますが、今、委員がおっしゃったように、外側からは、

なかなか電力会社がどうのこうのという話がよく聞こえてくるものですから、その辺我々も話は聞いているのですが、一方で、今回の再生可能エネルギーの固定価格買取制度の中で、電気事業者による買い取り、接続契約の拒否というものがあまして、電気事業者が接続の実現に向けた措置を講じた上で、なお接続が困難な場合—これがなかなか曖昧な部分ですが、こういうケースの場合は契約を拒否することができるという一定の歯どめがあまして、この辺を電力会社がどのように援用しているか、我々もなかなか状況をつかみにくいのですが、委員のおっしゃるようなケースも聞こえてきております。

○翁長政俊委員 最後にまとめますが、基本的には買い取り義務を履行しないということは特殊な例だと思うのです。特殊な例、特殊な地域、そういったものが付されているのだらうと思いますが、CO₂を削減して再生可能エネルギーを日本国内で普及させるという法律ができて、特に沖縄本島あたりでは企業系の事業として、買い取り制度ができ上がったことによって、さらに再生可能エネルギーを普及させようという動きに、このことによって歯どめがかかっているのであれば、それは何らかの形で国を含め、行政側の指導助言が必要ではないかと思うわけです。そうでないと、再生可能エネルギーの普及などは遅々として進まない。さらには、家庭用は個々の責任で家庭用でやっていくでしょうが、産業系になると—CO₂の削減においても特に大きいのが産業系なわけです。産業系のところにメスを入れていくという、再生可能エネルギーの普及を進めていかないと、理想的なエネルギーの使用というものがうまく進まないだらうと思うのです。もう少しこういった問題が沖縄県内においてスムーズに進むように、いろいろと助言ないし指導を行っていくべきではないですか。

○平良敏昭商工労働部長 翁長委員のおっしゃるとおり、基本的には買い取り義務なのです、原則は。要はそこにどうしても難しいケースが—特殊な事例としてあるわけであって、基本的には電力会社は可能な限り買い取る前提で措置を講じないといけないと、私どももそう思っています。そういうことも含めて、できれば次年度、新年度から何らかの再生可能エネルギーに関して協議する場を、沖縄電力株式会社、県、知事を含めてやるような仕組みができないか、今検討しているところです。

○翁長政俊委員 そういう協議会を立ち上げられるのであれば立ち上げて、当然家庭用も必要ですが、産業系についてもそういう振興が図られるように、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 継続の陳情第196号ですが、11ページの処理方針に関してお尋ねします。最後のほうに、公共工事を所管する部署とどのような対応が可能か調整してまいりますとなっていますが、どのような調整をしているのか教えていただけますか。

○平良敏昭商工労働部長 実態調査をしましたので、その資料を配った上で話をしたいと思います。私どもは今の県産のアルミサッシの活用がどうなっているかということ、土木建築部、農林水産部等を含めて、大変難しい作業だったのですが協力していただいて、こういうデータをもらいました。アルミサッシ、アルミ型材を県内、県外に分けておりますが、アルミサッシの場合は県内が97.2%、アルミ型材の場合は36.2%で、この辺の実態をまずつかんだ上で、今後どうするか。県産のアルミサッシ、アルミ型材を県産品として、どのように従来のやり方とは違ってやっていくか、取り組むかということで、まず現状を調査したわけです。これは今後アルミに限らず、例えば県産で使われているいろいろなものがあります。このようなものも含めて、全体としてもう一度、県産品活用のあり方をもう少し踏み込んでやっていきたい。もう一つは、どうも知事部局だけに限定しておりますので、今後指定管理する場合に当たっても、そういうものを入れていく。そういうことも含めて、抜本的な取り組みをしたということ、まずこの準備のために、こういう調査をしたと御理解いただきたいと思います。

○仲村未央委員 前回の陳情の審査の際に、具体的にいろいろ取り組み方を促したところでしたので、こういった調査が具体的にされたことに対しては非常に積極的だと関心しました。もちろん、なかなか競争の厳しい公共事業の中で、どれだけ上げていくかということは現実的にいろいろなことがあると思うのですが、従来から言われているバリアフリー仕様のサッシであるとか、病院など大型建設するときの需要とか、やはり先々を見てこういった県産使用が高まれば、ありがたいと思うのです。ただ、陳情者が県内で唯一のアルミ製造メーカーという意味では、その1社ということに対する競争という視点と、どう組み合わせていくのかという難しさもあろうかと思いますが、ただ、今せっかく金型も動いて、沖縄県工業技術センターでも共同研究されていますよね。そうい

う意味では、まだまだ伸びる分野なのかと感じましたが、そこら辺の難しさ、あるいは見通しなどはいかがでしょうか。

○平良敏昭商工労働部長 委員のおっしゃるとおり、アルミサッシは確かに県内では1社です。しかし1社で一社社立地してもなかなか難しいところがあります。これは鉄筋も同じです、拓南製鐵株式会社。それから例えばトイレトーパーも沖縄に1社しかありません。旧具志川市のほうで、そこも見てきました。確かに1社ですが、県内で製造する会社をいかに存続させて支援していくかということは、一方で私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律—独占禁止法との問題もありますが、これはいろいろな解釈の仕方があると思いますので、私どもとしては実態として県内で物をつくっている部分を活用できないか、比率を上げていきたい。こういう観点から、今後もアルミ—今回はたまたまアルミの陳情が出たことも一つのステップにして、全体的に広げていきたいということで、従来は知事部局だけでやっていたものを、病院事業局とかいろいろなところに広がりを持たせて、出先も含めてそういう形で今後やっていきたいと思います。確かに難しいところはありますが、ただ、全体が県産品を活用していくという視点を持てば、何とか独占禁止法の問題もクリアできるのではないかと考えております。この取り組みは新年度から、さらにもう一つ詰めて、早目に県の公共工事等にもう少しこの辺の視点を入れていきたいと考えております。

○仲村未央委員 当該業者も、訪ねた際には非常に積極的に雇用もされてきましたし、仕様も例えば台風非常に強いものをつくっていると、こういった沖縄ならではの独自の開発技術もきわめていらっしゃるという印象を持ったのです。そういう意味では、県外はもちろん出荷も含めて後押しも大事だと思うのですが、東南アジアとか、似たような気候条件を持つ地域にも、こういった沖縄の技術—沖縄から製造される製品の出荷というものは、可能性も広がるのかなということも感じました。今、農業の物流コストの支援がありますね。あれは沖縄振興一括交付金で鹿児島県並みの運賃の補助という形で始まりましたが、こういった工業製品についても農業と同じように、沖縄から出荷するものについての物流コストというものはばかにならないですから、特にこういった製造に関してだと大型の移送になってくると思うのです。そういった中での支援のあり方とか、あるいはさらに県外出荷に対する支援の後押しのようなことは検討されていますか。

○平良敏昭商工労働部長 とても重要な御質疑ありがとうございます。一般的には食品系の健康食品や菓子類など、株式会社沖縄県物産公社でまとめて1つのコンテナにおさめるような取り組みを、物流効率化でやっているわけです。問題は、今御質疑のあった工業製品をどうやって、うまくそういう物流コストでやっていくかという場合に、1社単位でしかできないわけです。コンテナにまとめて共同輸送というわけにはいきませんので、これをどうするかということ、去年、ことしを含めて議論しているわけです。予算も要求しましたが、残念ながら当初予算についてはいませんが、ただ、これについて私どもは引き続き状況を調査した上で、何とか対応していく準備はしております。ですから次年度の補正か、あるいはその辺を含めて再度これについてはトライアルしていきたい。ただ、その場合に大事なことは、泡盛などもそうなのですが、要は補助を受けて、ただ企業がよかったねと、もうかっただけでは意味がありません。ですからそこをどうやって産業として拡大していくか。結果として雇用にも結びつくわけですが、そういう方針を示すことが大事なわけです。この辺を私どもは今、議論しているところです。

○仲村未央委員 非常に力強い方針を含めて、見通しを聞かせていただいて、本当に製造業—今まで地理的な要件の中でなかなか伸びずに、これが非常に沖縄の所得との関連で一番大きなところだと思いますので、具体的にこのような調査や需要に基づく分析と、さらなる県外に太刀打ちできる競争力のある製品の後押しをぜひ頑張っていただきたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、商工労働部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、平良部長が退任挨拶を行い、その後、説明員の入れかえを行った。)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、乙第37号議案沖縄特例通訳案内士育成研修等手数料条例について審査

を行います。

ただいまの議案について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

平田大一文化観光スポーツ部長。

○平田大一文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の議案につきまして、御説明申し上げます。

まず初めに、本日使用する資料といたしましては、議会配付資料であります平成25年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その3）を使用いたしますので、御確認ください。

資料の509ページをお開きください。

乙第37号議案沖縄特例通訳案内士育成研修等手数料条例について、御説明申し上げます。

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律により沖縄特例通訳案内士制度が創設されたことに伴い、平成25年度より沖縄特例通訳案内士育成研修を実施する予定であります。当該研修を実施するに当たり、研修実施に関する事務等について手数料を徴収するため、当該手数料の徴収根拠を定める必要があり、当該条例を制定するものであります。

この条例は平成25年4月1日から施行する予定であります。

続いて、乙第37号議案関係資料につきまして、担当課長より説明申し上げます。

○嵩原安伸観光政策課長 お手元に乙第37号議案関係資料を2種類配付しております。まずその1をごらんください。1ページをお開きいただきまして、沖縄特例通訳案内士制度に基づく議案でございます。通訳ガイドをめぐる沖縄の現状というものがございまして、外国人観光客がふえておりまして、ニーズが非常に多様化しているということです。それから大型クルーズ船の来航時や大型イベント、MICEの開催時など、特定時期に比較的多数の外国人が来訪する傾向がございます。こういった現状においては、外国人観光客の受入体制の中心的役割を担う通訳ガイドの不足が懸念されております。それから多様な観光ニーズや需要の急増時への対応が必要ということが背景にございます。こういった現状を踏まえて、昨年度の沖縄振興特別措置法の中で、沖縄特例通訳案内士制度というものが創設されております。外国人観光客への有償の通訳ガイドを行う場合には、通訳案内士法というものがございまして、それに基づき通訳案内士試験の合格による通訳案内士資格が必要になっております。上記の現状も踏まえ、昨年の沖縄振興特別措置法の改正により新たな制度が創設されま

して、これにより、沖縄においては一定の研修を修了すれば外国人観光客への有償の通訳ガイドを行うことが可能となりました。本制度により、有償の通訳ガイドを一定程度確保しまして、現行の通訳案内士等を補完しつつ、アジアを中心とした外国人観光客の受入体制の充実を図るものでございます。

続きまして、事業計画の策定・認定でございますが、研修を開始するに当たりましては、沖縄県が、沖縄特例通訳案内士育成等事業計画を策定しまして、内閣総理大臣の認定を受ける必要がございます。認定の際には国土交通大臣の同意が必要でございます。事業計画に関しては、通訳ガイドの質の確保・維持の観点から、沖縄特例通訳案内士の育成、確保及び活用に関する事項などを定めることとされております。

次のページをお開きください。事業計画につきまして、今般3月15日付で内閣総理大臣の認定を得ております。その事業計画のポイントを御説明申し上げます。まず事業実施の背景ですが、先ほどと重複いたします。入域観光客数が非常に大きく増加していると。今年度は38万人となる見込みです。一方で通訳案内士、地域限定通訳案内士の数が絶対的に不足していると。現状で、2月末現在で161名の通訳案内士がおりますが、不足している現状でございます。2つ目が、育成事業計画の内容ですが、実施期間が平成25年度から平成33年度までの9年間となっております。研修実施地域が沖縄本島地域、宮古、八重山—沖縄本島地域は2カ所で計画しておりますので、合計4カ所で研修を実施する計画にしております。資格の有効期限が10年間ということで、平成33年度までの期限が限られた資格となっております。育成目標数ですが、3つの言語がございまして、中国語はおおむね300人、韓国語はおおむね50人、英語が大体100人程度ということでございます。3つ目が育成研修計画でございますが、研修は2つのコースを想定しております。速成コース—これは研修時間104時間。一般コースが研修時間152時間の2種類ということで、何が違うかといいますと、速成コースの場合は、語学力がほとんど問題ないという方については、語学の研修を免除するといいますか、研修の対象としないということです。次に研修科目がございましては一般コースのみと。それから地元学です。沖縄の歴史、文化、自然、あるいは観光の現状等に関する研修。それからホスピタリティということで、それぞれの国の習慣、マナー、おもてなしの仕方といったもの。それからプレゼンテーションということで、旅程の企画や、あるいは案内する際の表現力などを磨いてもらうための研修。それから旅程管理ということで、円滑に移動する、あるいは交通機関の利用、宿泊施設の特色などについての旅程管理に関する研修でございます。それから救急救命ということで、心肺蘇生法とか緊急事態の対応ができるような研修。それから

現場実習ということになっております。資格の認定につきましては、研修終了後に面接及び実技試験を実施いたします。実施のスケジュールですが、受講生の募集を6月ごろに予定しております。8月に研修を開始、資格認定試験につきましては、速成コースはおおむね3カ月程度ですので、11月と3月の年2回を予定しております。一般コースにつきましては12月の年1回を予定しております。特例通訳案内士の活用に関する取り組みですが、県民等への広報ということでリーフレットを作成したり、あるいは県の各種媒体を利用して広報を行いたいと。それから有資格者の登録簿を作成しまして、観光事業者等への配布を行うということです。それから定期的なスキルアップ研修を実施してまいりたいと考えております。

次のページをお開きください。提出議案の概要でございます。議案名が沖縄特例通訳案内士育成研修等手数料条例ということです。議案提出の理由ですが、新たな制度が創出されたことに伴い、当該制度に基づく新たな事務に係る手数料の徴収根拠を定める必要があるということです。研修に係る事務手数料ということです。議案の概要としまして、通訳案内士法の特例として、同法に規定する通訳案内士試験によらず県が実施する研修等を修了した者が、沖縄特例通訳案内士として外国人観光客を案内するため、当該研修等に係る手数料を徴収するものということです。内容の説明ですが、種類として幾つかございまして、まず事前審査手数料が2000円です。これは受講者を一般コースと速成コースに選別するための審査に係る手数料です。2つ目が研修の実施の手数料でございます。一般コースが9万3000円、速成コースが6万3000円ということになっております。対象言語は中国語、韓国語、英語の3種類です。一般コースは約4カ月間、年に1回ということで、対象としましては、習熟度を高めることにより、外国人観光客を円滑に案内できる語学力を有すると認められる者ということで、研修内容としては先ほどのとおりです。研修時間が合計152時間となっております。手数料の金額は9万3000円ということです。速成コースにつきましては、期間が約3カ月間、年2回でございます。対象者は、日常的な話題での会話が可能であり、外国人観光客を円滑に案内できる語学能力を有すると認められる者ということで、研修内容は語学を除いた同じような内容となっております。研修時間が104時間。手数料額が6万3000円ということです。3つ目として、資格登録申請手数料というもので5100円を予定しております。これは資格認定試験合格者が、沖縄特例通訳案内士登録簿への登録を申請する場合の申請手数料ということです。その他が沖縄特例通訳案内士登録証の訂正や、あるいは再交付手数料でございます。これが4000円ということです。

あと、関係資料2がございまして、これは事業計画そのものですので、後ほ

どごらんいただければと考えております。以上でございます。

○平田大一文化観光スポーツ部長 乙第37号議案沖縄特例通訳案内士育成研修等手数料条例についての説明をさせていただきました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時21分 再開

○上原章委員長 再開いたします。

これより乙第37号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 この通訳案内士の就職状況といたしますか、就職率とか就職先についてお願いします。

○嵩原安伸観光政策課長 今、就職率の御質疑でしたが、現行の通訳案内士、地域限定通訳案内士がどういう仕事をされているかということについては、おおむね旅行社や、そこに属しながら受験されている方、あるいは個人で、例えば英語の塾を営みながらされている方などいろいろいらっしゃいます。あるいは資格を持って、登録をして通訳案内士の仕事はできますが、登録をして、通常の通訳案内ガイドに専業する方はなかなか少なく、兼業でされているというのが現状です。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 制度の設置に至る背景を知りたいです。地域限定通訳案内士の制度もありますよね。あれも沖縄県内の通訳案内士として限定の資格だと思

いますが、地域限定通訳案内士と、このたびの皆さんが提案している沖縄特例通訳案内士の違いは何ですか。

○嵩原安伸観光政策課長 地域限定通訳案内士の場合は、語学は国の作成する試験、その他の地元学等については県が策定した試験を受験して、それに合格する必要があります。ただし、語学の部分でかなり一準1級レベルということもありまして、非常にレベルが高いと。国の場合は1級です。そういった通訳案内士と地域限定通訳案内士の語学の試験のレベルが同じなものですから、昨年度でいいますと十数%くらいの合格率しかございません。ですから、先ほど申し上げたとおり、地域限定通訳案内士と通訳案内士を合わせて161名しかいないという状況です。一方で、外国人観光客が大きく伸びてきている中で、なかなか対応できないという現状がございました。我々としては研修を受けることによって、質のレベルは維持しながら、円滑に通常に通訳ガイドができるレベルであれば認めていいのではないかとということで要望して、今回認められた経緯があります。

○仲村未央委員 地域限定通訳案内士だとハードルが高くて、合格者が少なく、通訳士が足りていないという認識ですか。そして、沖縄特例通訳案内士だと地域限定通訳案内士のレベルには達しないが、大きな特例では人材を生かせるということで、あえての沖縄特例通訳案内士が必要だということですか。

○嵩原安伸観光政策課長 委員のおっしゃるとおりでございます。もう一つの違いは、先ほどは言い忘れましたが、沖縄特例通訳案内士は期間限定という特別措置で、10年間の期間限定の措置です。ぜひ、地域限定通訳案内士の資格も追求していきながら、合格するまでの間は沖縄特例通訳案内士として活躍していただきたいという趣旨でこういった制度を設けております。

○仲村未央委員 地域限定通訳案内士として何名の登録があって、足りないということについては、どのくらい足りませんか。

○嵩原安伸観光政策課長 通訳案内士と地域限定通訳案内士を合わせて161名ですが、そのうち地域限定通訳案内士は113名です。言語での内訳を見ますと、英語が48名、中国語が51名、韓国語が14名です。合計で161名です。私どもは10年後の入域観光客数、外国人で200万人という目標を立てていますが、おおむね500名くらいの通訳ガイドが必要だと考えております。地域限定通訳案内士

の受験者数もふやししながら、沖縄特例通訳案内士をふやしていきたいということです。

○仲村未央委員 皆さんのこれから沖縄特例通訳案内士の登録者をふやしていくという計画は、次年度何名、平成33年度までに何名ですか。

○嵩原安伸観光政策課長 先ほどの説明資料①2ページですが、育成目標数を中国語300名、韓国語50名、英語100名の合わせて450名です。これにあと50名ほど一言語は分けていませんが、おおむね500名を5年間で、事業期間は10年間ですが、最初の5年間で500名ほど育成をして、後はスキルアップやフォローアップ研修でフォローしていきたいという考えです。

○仲村未央委員 500名という算出については、需要が実際にそれくらいあると見込んで、その需要に対する数なのか。それとも皆さんが育成、指導できる許容、育成も含めて試験をしたりそういったことが、これくらいしかできないということですか。そこら辺は何に基づく500名ですか。

○嵩原安伸観光政策課長 10年後の外国人観光客数200万人の目標を立てておりまして、その需要から算出しております。200万人の内訳は厳密には出しておりませんが、おおむね中国語圏一要するに中国本土、台湾、香港から120万人から160万人くらいを想定しております。韓国語圏で20万人から40万人、英語圏で20万人から40万人と。その中間値をとって、団体の割合ですとか1日当たりのガイド人数などを勘案して、それぞれの語学ごとの沖縄特例通訳案内士の数を算出しております。

○仲村未央委員 通訳案内士の収入はどれくらいですか。通訳案内士として、職業として、観光関連産業の中でこの資格を生かして生活していける業種ですか。

○嵩原安伸観光政策課長 現状としてはなかなか、まだ外国人観光客数が少ないということもあって、登録された方全員が専業でやる状況にはございません。将来的には外国人観光客数がふえるに従って、そういう需要も高まってくると考えております。この事業計画をつくるに当たって調査を実施しておりまして、実際に通訳ガイド業を行っている方は30名弱くらいですが、年収というものは特にないのですが、1日当たりの収入を出しております。一番多いのが2万か

ら2万5000円が22.6%でした。おおむね2万円から3万円程度の収入があるというのが現状です。

○仲村未央委員 この間皆さんが大量に創設して、人材育成をしていくわけですよ。講習料も自己負担で1人当たり約10万円くらいかかるわけですよ、もろもろの審査とか登録とかを含めて。そういう形で人材を輩出するに当たって、この方々が観光で通訳として育て、そしてこれでなりわいを立てていくというところを目指しているのか。しかも今回これは10年登録という、最長10年ですから、来年度受かっても平成33年で失効しますよね。では5年度目に受かったら、この方の期間は5年間ですか。残り期間、逆算して短くなりますか。そうすると、皆さんの戦略的な人材育成に対する視点です。この業界、このなりわいで育てたのに、この方々が本当に観光面で活躍できるという、その辺はどのように整理されていますか。期間限定ということとの兼ね合いも含めて。

○嵩原安伸観光政策課長 委員おっしゃるように、我々も大きな課題だと認識しております。現状でなかなかそれだけでなりわいとして成り立っていないということがございます。今後、我々行政としては、まず入域観光客数の目標を200万人として、外国人の観光客数をふやしていく。そのことによって、スキルをきちんと身につけていただいて、しっかりと実践の中で鍛えていただく。これは期間限定でございますので、沖縄特例通訳案内士の方にはぜひ次のステップとして、地域限定通訳案内士あるいは通訳案内士という全国レベルでも通用するような資格を身につけていただきたいということです。今回、沖縄特例通訳案内士の登録をしますと、我々は登録者リストをつくって観光事業者なり、観光客や観光施設に置いて、その方々が資格を生かせるようなPRも今後強化していきたいと考えております。観光客数をふやすということと、彼らのスキルアップという両面から支援していきたいと考えています。

○仲村未央委員 観光にかかわる業界の賃金の低さは非常に大きな沖縄の課題だと思います。観光立県と言いながら、業種別、業界別に見たら、一番観光に携わる人たちの賃金が安いわけです。せっかくこうやって沖縄振興で10年期限の資格者をつくるのであれば、今、観光政策課長は次の沖縄特例通訳案内士からさらに地域限定通訳案内士、通訳案内士としての全国レベルで通用する人材に育てていけるようにと言いましたが、やはり後々のことも含めて、その業界でその人のなりわいが立つような支えがないと、観光は本当に続かないといい

ますか、厳しいと思います。非正規雇用も多いし、契約社員も多いし、そういった業界であれば、やはりそこら辺を見通して支えていきながら、本当に名実ともに観光立県として成り立つような人づくりに責任があると思います。そこは非常に大きな課題を背負っていると思いますが、いかがでしょうか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 例えば500名を5年間で育成しても、この中でも人気がある人とか、中での切磋琢磨もあると思います。今回は5年、10年というスパンがありますので、この中でまさにOJT的にしっかりとしたホスピタリティーがあって、沖縄の歴史にも詳しくて、なおかつしっかりとした正式な、公式な場でも活躍できるような人材をしっかりと育成していく。観光政策課長も言いましたが、この中で次の地域限定通訳案内士、通訳案内士という、あくまでも沖縄特例通訳案内士は導入であり、人材育成の一つのステップとして捉えていく。ただし、きちんとライセンスを与えるからには自己投資も先行的にやりながら、活躍できる場所を我々としてもしっかりとつくっていきたいということを考えております。ぜひそういう意味で、個人個人の力が発揮できるような、それでいて専門的な仕事としてきちんと確立できるような環境整備もやっていかななくてはならないと思っています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 地域限定通訳案内士は期間はないですよ。今言われている沖縄特例通訳案内士は10年という認定で終わるということですが、10年たって、例えば沖縄の歴史やあるいは語学も含めて強まっていくと思うのです。10年たって講習を受けて継続するという方法は考えませんか。認定は10年で切って、また改めて次からやるかは別として養成していくという方法なのか。10年で終わりと、打ちどめと。この方々は年数がたてばたつほど勉強していくわけですよ。要するに、このカリキュラムの研修期間にマスターして認定を与える。この研修期間において研修すれば無条件に認定するということなのか、一定程度講習が終わった後にテストのようなものはあるのですか。

○嵩原安伸観光政策課長 研修終了後に語学のレベル、通訳ガイドとしてのスキルの試験によって修了証を交付するという形になります。

○上原章委員長 休憩いたします。

(休憩中に、崎山委員から研修終了後は全員試験があるのかという質疑があり、嵩原観光政策課長から全員が試験を受けなければならないとの回答があった。)

○上原章委員長 再開いたします。
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 先ほど聞いた、認定を受けた継続性については考えていませんか。

○嵩原安伸観光政策課長 10年間の措置は沖縄振興特別措置法の期限と合わせています。あくまで外国人観光客数が急増する中で、通訳ガイドの数が絶対的に足りないという現状を鑑みて、そういった緊急的な措置ということで、当面10年ということを考えております。沖縄特例通訳案内士の資格を持った方には、先ほど申し上げたとおり、地域限定通訳案内士なりの試験に挑戦していただきたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 この趣旨は、あくまでも外国人観光客数がふえてくる10年のスパンの範囲で、今言われている地域限定通訳案内士の補完をするという一時的なものであると理解していいですか。

○嵩原安伸観光政策課長 そういうことです。

○崎山嗣幸委員 先ほど答弁されたリストされた皆さんは、観光業界へ紹介しながら活躍を求めていくということですが、これは皆さんが窓口になって、今161名の登録がされて、それから沖縄特例通訳案内士がふえていって、皆さんに対して情報を与えていくということで、この人たちの窓口は皆さんのほうでやるということですか。

○嵩原安伸観光政策課長 窓口は観光政策課でやりますが、通訳案内士会や財団法人沖縄観光コンベンションビューローの機関もありますので、そこと連携しながら進めていきたいと考えております。

○崎山嗣幸委員 皆さんから助成もないということなので、一般コース9万

3000円、速成コース6万3000円、いろいろと入れて10万円近くなると思います。これだけ払って、先ほど言ったように5年目あるいは8年目に通る人もいるかもしれないし、それだけの金額を自分で払って、皆さんからの仕事がないまま切れていくというパターンになっても人材育成にならないだろうし。登録された方に適切にといいますか、そういった情報を与えて一定程度活躍できる場を保障してあげないと。スタート時はいいことを言っているが、だんだん皆さんおとなしくなってしまうと困る感じがします。その辺の目標を持って、人数も上げているので、しっかりと活用するということについては、大丈夫ですか。

○下地芳郎観光政策統括監 各委員の御懸念はそのとおりだと思います。繰り返しになりますが、まずは裾野をしっかりと広げていこうということが今回の趣旨の一つになっています。国家資格の通訳案内士、地域限定通訳案内士は語学のレベルが、英語で言うと英検1級を取っていないとだめだと。これは全国的にも物すごく高いハードルです。地域限定通訳案内士もなかなか、ほかの県でも活用がうまく進んでいないということで、今、残っているのも沖縄ぐらいになっています。ですから、これから育てた沖縄特例通訳案内士の人たちに次のステージ、例えば首里城でガイドをする通訳のレベルから、国際会議の通訳としてステップアップしていくため、県でも当然コンベンションアイランドを目指しているので、高いレベルの通訳が必要とされるチャンスもつくっていきたいと。現状の通訳案内士の人たちは、逆にそういった高い英語のレベルを持っているものですから、この人たちが一般の観光地に行って通訳ガイドをやることに、お客様が求めている部分と提供する通訳の部分にギャップがあったりします。今回の措置は、増加する一般の観光客に対して満足度を高めていくための裾野を広げていく。この人たちが徐々に上がっていくような仕組みをつくりたいと。一応10年という法律の縛りがありますから、今の段階で言えるのは10年ということですが、当然見直しをしていかななくてはいけませんので、5年後で七、八年後になったときに外国人観光客のどういう人たちが、どういうニーズでいるのか。それによって、今の地域限定通訳案内士についても見直しが必要になってくるかもしれません。いずれにしてもふえていく外国人観光客に幅広い分野での満足度を高める一歩だと考えていただければいいと思います。

○崎山嗣幸委員 最初は沖縄特例通訳案内士と地域限定通訳案内士がなかなかわからなくて、応募する場合に英語のレベルが高い状態で、とてもではないが受験できないと思うかもしれません。今言った趣旨を知らしめていかないと、英検2級のレベルでは応募できないと思うので、ぜひここは今言った趣旨とい

いますか、徹底したほうがいいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
儀間光秀委員。

○儀間光秀委員 1つお尋ねしたいのですが、受講生の募集条件も作成されていますか。

○嵩原安伸観光政策課長 資料②の5ページに書いております。この中に(2)②の資格要件というのがございます。沖縄県内に住所を有し、かつ、1年以上居住している者を対象とするということです。外国語の会話能力としては、速成コース、あるいは一般コースそれぞれに語学レベルを定めておりまして、外国人の受講者も中にはおりますが、日本語能力試験N2相当の日本語能力を有している方々が対象になります。

○儀間光秀委員 年齢制限はありますか。

○嵩原安伸観光政策課長 ありません。

○儀間光秀委員 旅行会社など、企業等の研修の一環として申し込みをする、あるいは専門学校のカリキュラムで学校自体がそれを生かしていくことも可能性としてありますか。

○嵩原安伸観光政策課長 企業からの派遣はぜひ積極的にやっていただきたいと考えております。専門学校のカリキュラムの中で位置づける可能性もあると思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 先ほどから質疑が出ていますが、この資格を取った皆さん方がその後きちんと仕事をしていく、この人たちが活躍する場をどのように保障していくのが大変気になります。先ほど、リストをつくってということがありましたが、具体的には、例えば観光客で来られた皆さん方と、この皆さん方を具体的にはどのようにつないでいきますか。

○**嵩原安伸観光政策課長** 現状では、具体的に必要とされている旅行者から一通訳案内士会というものがございますので、そこに直接行くのが通常のパターンです。あるいは財団法人沖縄観光コンベンションビューローに紹介を求めるといった形で行きます。今後は、こういった方々がいて、こういった資格を持っていて、得意分野はどうだとか、そういったきめの細かい登録者リストをつかってマッチングを図るように提起したいと考えております。

○**玉城ノブ子委員** 具体的にこのリストはどちらが持ちますか。県が持って橋渡しをするということになりますか。

○**嵩原安伸観光政策課長** 県でしっかり整備をしてまいります。

○**玉城ノブ子委員** 具体的には、1日大体2万円から3万円くらいだということですが、これだけではあれですよ。1カ月でどれくらいの通訳の仕事が保障されているのか大変懸念されるところです。そういうことも皆さん方は具体的に目標を出していますか。これだけの人たちを育成すれば大体どれくらいの仕事を保障していけるのかという計画も出していますか。

○**嵩原安伸観光政策課長** そこまで具体的な計画は持っておりませんが、なるべくそういった資格を頑張って取った皆さん方が、これでしっかりとなりわいを立てられるように観光客数をふやしていくということと、先ほども言いましたように、登録リスト等を活用してしっかりとニーズとマッチングできるような取り組みをしていきたいと考えております。

○**玉城ノブ子委員** その辺が心配です。それだけの期間、それだけの金を払っていろいろ頑張って資格を取って、その後きちんとその人たちがこれで生活していけるような、仕事として本業としてやっていけるような、そういう環境をつくるということでないは大変だと思います。観光立県の沖縄が、観光業界で観光客数をどうふやしていくか、外国からの観光客数もどうふやしていくかということも含めて。仕事としてきちんとそれを保障していけるような場を確保していくということ、その後の支援ということがなければ大変心配だと思います。この支援をきちんとしていくということについて。

○**平田大一文化観光スポーツ部長** 本当に委員のおっしゃるとおりで、県でも

まさに活躍できる環境整備をやるべきだと思います。その一方で、やはり1つは主体的に自分たちで、自分自身で決めて先行投資をして取ったライセンスですから、それをしっかりと生かして、自分自身の仕事の場所をふやしていく、主体的に捉えた通訳案内士といますか、そういう人たちの重要性を我々としては伝えていきたい。今実際に試験を受けに来て、皆さんいい点数をとります。語学のところでかなりの方がハードルが高くて、いろいろな形で実際に案内をしたりとか、そういうことをやっていますが、そういう人たちがこの国のライセンスに通らないがために、それが生計として成り立っていないという現実もあります。そういう面でいうならば、沖縄で沖縄特例通訳案内士のライセンスをつくって、その中でしっかりと人材育成をして、いずれは通訳案内士、さらには地域限定通訳案内士も含めて、きちんと全国的に活躍できるような、そのような人材育成を目指すべきではないかと考えております。県でやらなくてはいけない支援に関しては、また今後とも検討しながらしっかりと考えていきたいと思っております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 全体的な話から伺います。通訳案内士を育成して、国が育てた人材は、こういう観光客にはどうしなければならないという縛りがありますか。地域限定通訳案内士も含めて。要するに、資格のための資格であってはならず、どのように観光客のニーズに対して、どう通訳案内士を活用して、威厳を持たせようとしていますか。

○下地芳郎観光政策統括監 通訳案内士という部分に関しては、こういった部分、こういった部分とそれを決めているわけではなくて、高い語学と知識をもとに外国から来られる観光客—観光客も先ほど申し上げた、個人で遊びに来られる観光客から国際会議に出る人まで幅広いのですが、特にその差はありません。非常に高い知識を持った通訳案内士が国の制度としてありますが、これまで日本には外国人の観光客もそこまではいなかった。ここ数年、観光立国宣言をしたということもあるでしょうが、外国人の観光客が飛躍的にふえてきました。飛躍的にふえてきている観光客のニーズに対して、今の通訳案内士の制度ではなかなか対応ができていない。国でも総合特区という制度の中で、今、我々がやっているような沖縄特例通訳案内士的なものをつくってはいます。これをそれぞれの地域で、地域の実情に応じた特区制度を活用してくださいという

ことで、一部進んではいますが、まだまだ全国的にはいっていないと。沖縄県としては沖縄振興特別措置法の改正がありましたので、外国人観光客を伸ばしていくという意味においては、この期を捉えて高いレベルの通訳案内士、地域限定通訳案内士という、語学でいうと英検1級レベルを県民に普及するよりも、今のニーズにあった部分の、まずは裾野を広げていく必要があるのではないかとということです。

○座喜味一幸委員 事業そのものには非常に納得です。先ほどおっしゃっていた底辺を広げていく、ましてや離島等に行きますとクルーズ船からおりて、ほとんど尋ねられても一私もきのう、中国の方に尋ねられて答えられませんでした。そういった底辺を広げていくという意味においては、高いレベルでのサービスと、実態としてのお客様に対するもてなし方、通訳の仕方の底辺を広げていかななくてはならないと思います。まず、企業がやっている人材育成のあり方、それからいろいろなボランティアがやっていて、ボランティアで人材を集めて無料でサービスしている実態。そういう今の現状をどの方向に導こうとしているのかという一観光業を含めて、県の今取り組んでいる事業について教えてください。

○嵩原安伸観光政策課長 国が国家資格を持って通訳案内ガイドをやるということは、質の高いガイドをすることによって満足度を高めて、また来たくなる日本あるいは沖縄にしたいという思いがあります。沖縄県でも全く同様でして、通訳ガイドの皆さんがホスピタリティーも含めて、語学レベルも含めてそういった質の高いガイドをすることによって、再訪意欲、もう一度来たいと。沖縄のそういった満足度を高めて、そういう気持ちにさせたいと。そういう方向に持っていきたいという趣旨でこういう制度をつくっております。

○座喜味一幸委員 答えが少し外れていると思います。要するに、単純にいいますと、そういう通訳士が育っていくまでそれなりに外国語のできる人材を集めて、ニーズに対して弾力的に対応ができるようないろいろな組織も合わせていって、通訳案内士のレベルを高い方向に結びつけていくという意味での今の現状を、しっかりと人材バンクをそろえながら、そういう人たちにもそういう資格を取っていくような大きな流れをつくるべきだと思っております。今、実際に外国人観光客数がふえてきている中で、どういう課題を持って、どういう取り組みをしているかという話を、それをどうつなげようとしているのかという話を伺いたいです。

○下地芳郎観光政策統括監 現状としては、観光業界の方々が現場で十分に語学対応ができていないということがあります。ことしの沖縄振興一括交付金を活用した観光人材育成事業の中で、観光業界に従事している人たちの語学研修をやっています。これは次年度も続けることにしております。そういう意味では、まずは観光業界の人たちで現場の人たちの語学レベルを、ゼロではなくて、少しずつ高めていこう。一方で、もともと語学力を有している人たちでボランティアでやっている人たちに対しては、よりこういった沖縄特例通訳案内士のような資格の準備をすることで、少しでもビジネスとしての可能性を高めていくと。そういう意味では、観光業界の人たちの現場、さらには通訳。もっといえば、一般の県民でも少しずつ語学を勉強していきながら、外国人観光客が困っているときには、少し手助けをするということが理想的だと思います。これはある種の県民運動的な部分にいずれはしていかなないと、外国人観光客の満足度を高めるということは難しいと思います。一人一人が頑張らなくてははいけないということだと思います。

○座喜味一幸委員 最後に、通訳案内士、地域限定通訳案内士、沖縄特例通訳案内士。さらにこれの下にも二重、三重の人材育成の仕組みをつくっていかないといけない時代に入っているという提言をしますが、文化観光スポーツ部長、いかがでしょうか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 今、ちょうど観光政策統括監からもありましたが、沖縄振興一括交付金等を使って語学研修—これは企業であったり、個人であったりとありますが、まさにインバウンドに対応できるだけのレベルから、観光客で来ているレベルから国際会議を含めたハイレベルでのミーティングも含めて、専門的な言葉、語学ができないとそこには入れないという、とにかく多種多様な現場環境が始まっていると認識しています。ですから、今、座喜味委員がおっしゃったように我々のほうでもこれからの課題ですが、まずはライセンスとしてしっかりとした形での沖縄特例通訳案内士の養成をしていく。その前のさらなる喚起を図っていくということは非常に重要だと思っております。その辺は立体的に、重層的に今後ともそういった課題が克服できるような施策をしっかりと組んでいきたいと考えております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
喜納昌春委員。

○喜納昌春委員 二、三点聞いておきます。新しい条例ですよね。最終的には資格認定試験を受からせるということが狙いだと思います。ある意味では、手数料という格好で9万3000円と6万3000円がコースによってあり—いわゆる授業料のようなものですね。私たちは、授業料の値上げや設定の場合はいつも気にして論議しますが、これは研修手数料になっているので、最後の資格認定試験を受けるときに、研修を受けていなくても資格認定試験を受けられますか。

○嵩原安伸観光政策課長 これは法律で研修を受けることが前提になっておりますので、研修を受けないと資格認定試験を受けることはできません。

○喜納昌春委員 そこが気になりました。研修を受けなくてはいけないという一つの縛りがあるものですから、要するに9万3000円と6万3000円のコースを通らないといけないということが、500名を目指しているということですが、目的がそれであれば、研修を受けなくても語学力と一要するに地域限定通訳案内士とか、普通の資格のものではないわけですから、そういう意味では受けられてもよかったのではないか。要するに500名達成—初年度で500名を達成できれば私は上等だと思います。ところが、それができなければ仮に500名研修を受けても、500名通らない場合もあるわけです。来年度も再来年度もという場合は同じ9万3000円で、10年はないわけですから。そういう意味では、逆にいろいろな自己研さんや専門学校もあるわけです。ハードルの低い認定試験の場合は受かる人もいるかもしれないわけです。むしろ9万3000円や6万3000円を出さなくても資格認定試験を受ける門戸は広げていたほうがよかったのではないかという思いがします。そうではないわけですね。

○嵩原安伸観光政策課長 ガイドの質を担保する必要があるということで、研修は必ず受けていただくということです。ただ、研修を受ける方は一定の語学力がありますので、認定試験での合格率は高いのではないかと想定しております。

○喜納昌春委員 ある意味では、限定で沖縄振興特別措置法で10年をうまく使いながらという暫定ですよ。しかも、できれば堂々と限定試験とか、先ほど観光政策統括監からもあったように、地域限定通訳案内士そのものもハードルが高いという話がありました。普通の通訳士であれば、司法試験のようなものですよ。むしろ司法試験の場合もいろいろと問題が言われています。日本の

場合は厳しすぎると。オールマイティー過ぎて。全体数、弁護士から裁判官から少ないものだから。アメリカ合衆国は訴訟国家ですから、ある意味では、アメリカ合衆国では、専門的なもの以外はわからない弁護士もいっぱいいるらしいです。むしろ日本的には本当は通訳士の問題でも、地域限定通訳案内士でもレベルを下げると言ったら印象が悪いです、もっと観光立県、観光立国なのだからこの辺のことはまさに規制緩和の中で考えるべきはずですが、相変わらずハードルが高くて人数が足りないという。この問題については国レベルの話ですが。先ほど観光政策課長からありましたが、できるだけ、9万3000円も6万3000円も出して研修を受けるわけですから—もちろん自分たちの努力も必要です。受けた人が認定を受けられるようにハードルを低くしなさいという印象が悪いです、できるだけ養成できるような—ハードルをつくる上では国からいろいろと指導がありますか。厳しくしなさい、どうしなさいとか。県の裁量でできますか。

○嵩原安伸観光政策課長 この事業計画を策定する際には、内閣府、官公庁と協議しておりますし、資格認定試験のあり方については県が主体的に実施するという内容になっております。

○喜納昌春委員 再度言っておきますが、ことしも9万3000円出してやったが本人の努力が足りなくて落ちましたと。来年も9万3000円出してやるわけですが、来年も落ちるかもしれないと。通った場合でも限定ですからあと9年しかない、8年しかないとなってしまいます。そういう意味では、もちろん500名という目標もあったので、ぜひこの辺は、せつかくの沖縄独特の制度であるので、受ける側も県の側もできるだけ早目に500名達成できるような制度にしてほしいという要望を申し上げておきます。英語が中心になっているので、中国語や韓国語の数からしますと、あるいは韓国語のほうが多くなるかもしれません、この辺を設定する場合のあれは決めていますか。国によって。

○平田大一文化観光スポーツ部長 まさに喜納委員のおっしゃるとおりでして、中国語に重きを置いて、最終的には目標の500名や450名の内訳ですが、大体中国語を300人くらい、韓国語を50人くらい、英語は100人くらいということで、やはり中国語を中心にやっっていこうと思っています。今、お話がありましたとおり、どうしても研修を受けることを通して、ただ試験を通ればガイドとして認定ということでは、すごく危険なところもあります。海外から来た人たちが初めて出会う沖縄の人ですから、もしかしたら最初で最後の沖縄の友人になる

かもしれません。そういった意味では、資質であるとか人間性であるとか、ホスピタリティーであるとか、こういったところを研修の中で、この人の人となりをしっかりと生かしていくような形であれば。ただ試験だけではなくて、研修を通してプレゼンテーションやホスピタリティーなどの沖縄のチムグクルをわかるような中身にしていきたいということで御理解いただければと思います。

○喜納昌春委員 認定試験の場合でも単なる英語なら英語、中国語なら中国語だけではなくて、沖縄の歴史とかになるだろうと思って聞いていました。ぜひそういう方向で頑張っていたいただきたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 重複するかもわかりませんが、基本的なことを聞かせてください。皆さんが配った資料がありますが、平成25年2月末現在で161名というものは、通訳士の数ですか、地域限定通訳案内士も含めた数ですか。

○嵩原安伸観光政策課長 両方を含めた数です。

○翁長政俊委員 通訳士は現在何名いますか。

○嵩原安伸観光政策課長 48名です。

○翁長政俊委員 残りが地域限定通訳案内士ですか。

○嵩原安伸観光政策課長 そのとおりです。

○翁長政俊委員 先ほども議論が出ていましたが、10年後に200万人の外国人観光客が来ると想定する中で、これに見合う数が必要ですよね。これはどのくらいの規模だと考えていますか。

○上原章委員長 休憩します。

(休憩中に、下地観光政策統括監から200万人の外国人観光客に対応す

るためには通訳案内を行うプロの人材確保も必要であるが、基本としては観光業に携わる方々を初め、外国語の対応ができる人材を幅広く育成し、受け入れ体制を強化する必要があるとの説明がなされた。)

○上原章委員長 再開いたします。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 私どもが沖縄から外国へ立つ場合、沖縄から中国語がわかる人が案内人としてついてきて、現地で歴史などを説明する通訳士がつくわけです。これはライセンスを持っている人もおいでになりますし、そうでない人もいるかもしれません。200万人が仮に来ると想定した場合、それに見合うだけの数のオーダーがないといけません。通常はそう考えるのが普通です。ですから、これに見合うだけの絶対数を確保しなさいとは言いませんが、仮に皆さん方が500名の人材をつくって、それに見合う数で対応できないということになると、いわゆる潜りの人たち、ライセンスを持たない人たちが適当なことをやっているということです。そういう形態というものも許容していると理解してよろしいでしょうか。

○嵩原安伸観光政策課長 そういうことではなくて、200万人に対応できる通訳ガイドの数として沖縄特例通訳案内士で約500名。それ以外にも今現在161名ですが、それもあと200名ほど上乘せをしていくという前提で計算しています。

○翁長政俊委員 基本的に通訳士はレベルが高くて、英検1級でなければ通らない、オールジャパンでもなかなか通訳士は通らないと。ライセンスを取ることができないという中で特例をつくってやるわけですね。これはハードルが低いわけです。通訳士の中でもランクがあると思います。国際交渉をするときの通訳士と、物見遊山で観光して歩く皆さん方への通訳と、日本の場合は法治国家ですから当然のこととしてライセンスが必要だ。それ以外の者は潜りで摘発するという話になりますと、それだけ一定のものを職業としてきちんと確立する必要があるのではないかと。そういうことをやらないと、この人たちの生活も確保できないし、さらにはそこを志そうとする若い人たちが出てこないと思います。この部分が大切でして、今、制度がある10年の間でどれだけの規模のものをつくって、これが切れるとどうなるかわかりませんが、引き続き県が新しく何らかの形のものをつくってやるというならば別でしょうが。いずれにせよ、若い人たちがここを職業として目指していく、そのためには公教育でどう

するかという問題も出てくると思います。底辺を広げるという意味においては、学校カリキュラムの中で英語、中国語、韓国語はどうするのか。専門学校であれば、個人的にこういうものを職業として目指していく中において、こういったものを勉強していく。そしてライセンスを取って職業にするというところまでスキルを上げていくという人たちを、どう教育していくかにかかっています。この部分がどうも説明で見えてこなくて。もう少しこの辺の説明はできませんか。

○下地芳郎観光政策統括監 段階的にとという御説明をしておりますが、やはりことしからこれをスタートしていったら、今の段階の想定として500名。何名が正しくて、何名が正しくないという議論もなかなかできないものですから、委員会の中で旅行会社やいろいろな方々の意見を聞きながら、一応、算定をやってこの数字を出しています。ただやはりまだ現時点で想定できないことは、例えば那覇空港の第2滑走路が6年後にできたと、その段階までに今のLCCローコストキャリアだとかクルーズ船の動きがもっと動いている可能性もあります。ですので、どこかのタイミングではしっかりと見直しが必要だと考えています。大きな方向性としては今の現状から見ても、外国人観光客はどんどんふえていく環境にありますし、そうしなければいけないという状況もあります。その中における全県的な外国人観光客の受入体制をどうするかということは、今、翁長委員がおっしゃったように学校教育からどう国際化に対応すべきかという議論がしっかりと必要だと思いますし、プロの職業としての通訳案内士、プロの観光産業の従業員としての語学レベル。必ず通訳案内士を持っていないとだめだということではありませんから、さまざまなステージの中に外国語対応ができる人たちをふやしていくということになると思います。繰り返しますが、今の段階での判断ですから、もう少し時間がたってみると人数や語学の配分にも見直しが出てくると思っています。

○翁長政俊委員 今の現状、仮に一つに限定しましょう。中国語圏内の人たちが来る段階、今来ている観光客の中で、今の沖縄の観光業界の現場はどういう形ですか。きちんとした通訳士がついてガイドをしていますか。

○嵩原安伸観光政策課長 最近の中国語ということですので、去年、3000人規模の大型クルーズ船が来ております。現状ではなかなか一挙に来た場合に対応できていないのが現状です。ボランティアで対応するとか、満足度を上げるという意味ではなかなかそういう現状にないというところなんです。こういう制度を

創設したこともそういうところから来ております。

○翁長政俊委員 本県の重要産業の中で、特にリーディング産業として観光業界が位置づけられて、これほどいろいろな施策をやっているわけです。その中で、現状ですら入ってくる観光客に対してきちんとしたホスピタリティーがなっていないということになると、この人たちがリピーターになる可能性はかなり低いと思わなければいけないでしょう。こういった低い現状の中で、1000万人の観光客で、10年後には200万人の外国人観光客数を想定していると。想定するなら数をきちんと確保するためのプログラムがなくてはいけないし、それに対してどう、通訳士も含めて、その他のサポートする部分の人材をつかっていくかということも含めて、一つのきちんとした柱のようなものがないと。どうもやっていることがばらばらで、本当に観光産業を本県のリーディング産業として生み育てていこうとしているのか。取り組みが、ある意味では弱くないのかということにぶち当たってしまうのです。そこはもう少し統計的にきちんと数字も入れて、押さえていくのが非常に重要だと思っています。この部分が沖縄県は欠けていませんか。

○下地芳郎観光政策統括監 委員のおっしゃるとおりです。実際に外国人観光客が10万人台、20万人台という中では、なかなかアンケート調査をやっても、非常にトレンドがつかみにくいところもありました。ただ、去年ぐらいから30万人、40万人近くになっていますので、やっと昨年からある程度の調査をやり始めています。新年度はさらに外国人観光客の実態調査を本格化させていきますので、満足度のぐあい、語学でどのような問題があるのかとか、地域的にはどうなのかというきめ細かな調査が新年度から始まります。それを踏まえた上でさらに施策を打っていく。今まではどちらかということ、とにかく来てもらうためのプロモーションを中心に広げてきていますが、今後はやはり受入体制の強化を、今申し上げた調査に基づいてやっていきたいと思えます。

○翁長政俊委員 いずれにせよ、観光産業を伸ばしていくという意味ではそういった地道な施策の展開が重要になってくるだろうと思えます。ですから、これを一つ一つ落とし込んで、きちんと数字をつかんで物事を積み上げていくというやり方をしないと、井勘定では話にならないと思えます。どうも今、井勘定とは言いませんが、それに近いような統計のとり方ではないのかという思いもあって、こういった質疑をさせていただいております。いずれにせよ、これからかなり外国人観光客もふえることでしょうし、通訳の位置づけというもの

は一私どもが外国に行って特にそう思います。いい通訳に当たるのと、そうでない通訳に当たるのとでは、観光の内容のおもしろさや興味深さが随分左右されます。よくない通訳に当たると、本当にまともなことを言っているのかと思って帰ったりするわけです。ここは重要なところですよ。そういうホスピタリティーの質を上げていく努力は何としても必要なことですので、リピーターを確保するという意味においてもぜひ頑張ってくださいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

休憩いたします。

(休憩中に、崎山委員から無資格者が有償で通訳案内を行ってもよいのかという趣旨の質疑があり、下地観光政策統括監から無資格者が有償で通訳案内を行うことは違法であるとの説明があった。また、仲村委員から、無資格者が有償で通訳案内を行っている実態があるのかという趣旨の質疑があり、下地観光政策統括監から沖縄特例通訳案内士については資格を取った人に目印としてバッジを付与するなどして、観光業界全体で監視していきたいとの説明があった。)

○上原章委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 通訳案内士の事業、非常に皆さんは努力していると思っております。目標を立てないと抽象的な話にしかならないわけですから、このようにきちんとやっている、これからの問題だと思います。話は十分出ていますが、震災のようなものが起こった場合を想定していますか。例えば、震災になったら一発で観光客は来ません。あるいは我が国を取り巻く環境、特に沖縄県、北方四島の問題、尖閣の問題はどのように考えていますか。

○下地芳郎観光政策統括監 この十数年では9・11を初めとして、沖縄も幾つかの観光客の急激な落ち込みも経験しておりますし、東日本大震災以降もこういう問題がありました。昨年、尖閣のときにもありました。そういう意味では、観光は外部の環境に大きく影響されますから、ある意味仕方ない部分も現実問題としてあります。そういう中で県としていつも議論しているのは、こういった外部環境の変化は激しくあるが、そういうことに左右されないリピーターを

どのようにふやしていくか。ここにある種尽きる部分があると思っております。どうしても表面的な部分での影響を避けられない部分がありますので、しっかりしたファンをつくるということだと思えます。

○新垣哲司委員 通訳案内士は、決めればそのとおりにやるということは確かにいいと思えます。計画を立ててやらなくてははいけません。ただ、今言うように想定をしなくてははいけません。弾道ミサイル一発くらいで観光客が来なくなる時代ですから、これは非常に緊迫しています。特に沖縄県は。それも踏まえて、こういった育成もやらないといけないと、実際にそう思います。これから国際的な問題、沖縄を取り巻く環境、基地問題を含めてそういうものがありますので、これも念頭に置いてしっかりと頑張っていたいただきたいと思います。

○平田大一文化観光スポーツ部長 本当にマインドビジネスといえますか、まずは行きたいという気持ちが動かなければ一行ったことのない沖縄にも足を運ばないという人たちにまずは来てもらうことが大前提であります。そして、来てもらった人たちに、また来たいと思わせるような沖縄にしなくてはいけないという意味では、プロモーションと同時に受け地のほうで本物の魅力の向上を高めていくことがまず大前提だと思います。そういった意味では、先ほど観光政策統括監からもありましたが、一つの方法としては、昔のハワイから送られてきた豚の話ではないのですが、大変なときこそ沖縄を守ろうと、沖縄のために頑張ろうというルーツツーリズムといえますか、そのようなルーツを感じる人たち。それから沖縄に縁を感じて、沖縄が大変なときにこそ沖縄に行こうと言ってくれるような観光のあり方が今後大きく問われてくると思います。そういった面で、ルーツツーリズムといわれているような空手、エイサー、琉舞、三線などの文化を通じたルーツを感じる人たちが沖縄にしっかりと来てもらえるような環境整備。実際に沖縄のDNAを持った40万県民、周りに沖縄県系人がいますので、そういった方々が沖縄と常に親和性を持って応援できるような、支援できるようなきずなを日ごろから大事にするような沖縄の雰囲気、環境づくりが課題だと思います。そういった面では、まさに委員のおっしゃったことをしっかりと肝に銘じながら、文化力の向上、沖縄県民の思いの強さ、チムグクルの強さをしっかりとやっていきたいと思えます。

○新垣哲司委員 文化観光スポーツ部長の答弁を聞いて非常に安心しました。苦しいときにこそ余計締まっていくのだ、緊張感を持っていくのだと。歴史は繰り返しですので、あの教訓を学ぶという今の答弁は立派です。頑張ってください。

さい。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第37号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、文化観光スポーツ部関係の陳情平成24年第81号外7件の審査を行います。

ただいまの陳情について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

平田大一文化観光スポーツ部長。

○平田大一文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

まず初めに、議員のお手元に、経済労働委員会陳情に関する説明資料を配付しておりますので、その目次をごらんください。

文化観光スポーツ部関係は、継続陳情が7件、新規陳情が1件となっております。継続陳情7件のうち、6件につきましては、前議会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただきます。

処理方針に修正のある継続陳情1件について、御説明いたします。

修正のある箇所は、下線により表示しております。

説明資料の4ページをお開きください。

陳情平成24年第143号空手道会館（仮称）の中部地域への誘致に関する陳情に係る修正箇所について御説明いたします。

この陳情につきましては、空手道会館の建設場所が決定したため、処理方針を変更しております。

続いて、新規陳情1件を御説明申し上げます。

説明資料の11ページをごらんください。

陳情第28号しまくとうばの継承・復興事業に関する陳情。陳情要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。

1県内各地域において受け継がれてきた「しまくとうば」は、地域の伝統行事の礎となる大切な言葉であるとともに、組踊や琉球舞踊、沖縄芝居等といっ

た沖縄文化の基層となる、いわば沖縄県民のアイデンティティーのよりどころであることから、県では、しまくとうばの普及・継承を文化施策の一つの大きな柱と位置づけております。

2 県では、文化団体等が行う芸術文化事業へ補助を行いつつ、文化の担い手、継承者の育成、文化団体の自立化等の取り組みを促すことを目的に、沖縄文化活性化・創造発信支援事業を実施しており、陳情者は今年度当該事業において補助を受けているところです。本事業の目的から、当該事業を委託事業へ振りかえることは困難であります。

3 しまくとうば消滅の危機が依然として払拭できない状況が続いている現在、県では次年度から新規事業として「しまくとうば県民運動推進事業」の実施を予定しております。この事業では、行政、文化団体、民間企業、教育関係者とも連携しながら、10年後にしまくとうばが普及している沖縄の姿を県民皆が共有できるような、全県的かつ横断的な県民運動を展開することとしております。事業実施に当たっては、陳情者も含め、既にしまくとうばの普及・継承についてさまざまな活動をされている個人、団体の皆様にも積極的に御参加いただき、御協力を仰ぎたいと考えております。

以上が文化観光スポーツ部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

玉城満委員。

○玉城満委員 しまくとうばの件ですが、しまくとうばの事業、沖縄文化活性化・創造発信支援事業というものはどのような事業だったのですか。内容を教えてくださいたいです。

○喜友名朝弘文化振興課副参事 前置きのほうから少し御説明させていただきますが、文化庁では、これまでの日本の文化芸術助成制度では審査や事後評価が十分でないとのことから、平成23年度から芸術文化事業に対する助成審査事

業評価を行うアーツカウンシルを試行的に導入しているところです。沖縄県でも全国に先駆けまして、文化事業に対して助成することに加えまして、審査・評価などを取り入れた沖縄文化活性化・創造発信支援事業—これは我々が呼んでいるものですが、沖縄版アーツカウンシルの確立を目指して当事業を実施しているところでございます。

○玉城満委員 私はしまくとうばの事業をどのような事業をしたのかと聞いているのです。この事業を使って、どういうしまくとうばの普及活動といたしますか、事業をやったのですか。

○喜友名朝弘文化振興課副参事 今回陳情者の事業は、琉球諸語の保存継承に向けたネットワークの構築事業となっております。事業内容は2つございまして、1つ目が各団体ごとで講座などを実施するという事で、4団体がかかわっております。NPO法人アジアクラブ、一般社団法人沖縄じんぶん考房、株式会社琉球企画、合資会社トピアプロジェクトの4団体が、家庭で使えるうちな一ぐち講座、イマージョンで学ぶ親子うちな一ぐち、沖縄喜劇の脚本から沖縄語を学ぶ、うちな一ぐち勉強会「ばん」という講座を行っているのが1つです。もう一つがしまくとうば連絡協議会の設置に向けた会合を、全県的にしまくとうば普及に取り組み、あわせて学術的研究を行っていくという事業です。

○玉城満委員 しまくとうば連絡協議会に対して、県はどのような支援をしようと考えていますか。要するに、こちらは一般社団法人沖縄じんぶん考房からの陳情ですよね。そうではなくて、連絡協議会というものがもうできるわけでしょう。そこに対してどのような支援をしようと考えていますか。

○喜友名朝弘文化振興課副参事 県では平成24年9月にしまくとうばに関する会議を行い、関係する団体が大体20以上ございまして、そういった中で、平成25年度の、新年度のしまくとうばの普及県民会議では連携していこうと思っていますので、その中で連携していきたいと考えております。

○玉城満委員 では、まだその事業内容に関しては一平成25年度の事業内容に関しては今からということですね。

○喜友名朝弘文化振興課副参事 そのとおりです。

○玉城満委員　しまくとうば県民運動推進事業を平成25年度に予定しているようですが、大枠、これの内容は、大体言っている意味はわかるのですが、厳密にどういう事業をやっていくかということが私は大事だと思っているわけです。要は、2006年から例えばしまくとうばの日を制定しているにもかかわらず、何らしまくとうばに関して全然前進を見ていなかったような感じがするわけです。いろいろなところから警鐘を鳴らされているわけです。ユネスコは2500ある言語の絶滅危惧語のような、そういう指摘すら受けているわけです。2006年から今まで7年間、しまくとうばに関してどの程度の事業をやってきましたか。今わかる事業でいいですから、お願いします。

○喜友名朝弘文化振興課副参事　しまくとうばは平成23年度に文化観光スポーツ部ができたときに、教育庁からしまくとうばも参りました。その前の教育庁の事業内容を余り詳しくは存じていないのですが、平成24年度にしまくとうば体験事業をやっておりまして、例えば沖縄市でしまくとうば市民講座をやっております。それと北谷町でしまくとうばオンステージ、浦添市でカタヤビラしまくとうば教室、今帰仁村でしまくとうばワークショップとか、沖縄語講座。一番大きいのが公益財団法人沖縄県文化振興会で行っております、しまくとうば・カタヤビラ大会。これは18回を数えております。

○玉城満委員　しまくとうばというものは、沖縄のあらゆる文化・芸能の基礎になっている言葉なのです。確実に聞けてしゃべれる人は限りなくゼロに近くなっていくわけです。これから半端な運動では、しまくとうばは残せなくなるわけです。しまくとうばがだんだんなくなることによって、どういうものなくなるかと言ったら、ウチナー民謡もそうですし、島唄もそうですし、例えば、せっかく今盛り上がろうとしている組踊。組踊だってしまくとうば、琉球諸語ですよ。そういうものの継承にも影響を及ぼしてくるということを、県はしっかり認識しておかないといけないと思うのです。何か打ち上げ花火をやっておけば、カタヤビラ・しまくとうば大会をやっておけば普及啓発運動になるのだという考え方ではなくて、例えばウチナーグチバージョンのスピードラーニングをつくるとか、それぐらいの発想を一例えばコンテンツをしっかりと。今は検定がはやっているではないですか。ですから、宮古の言葉検定とか八重山の言葉検定とか、ウチナーグチ検定とか、こういうものに民間力を使って支援していくということもやらないと。何か打ち上げ花火をすればしまくとうばの継承になるのだという考えが、私はまだまだ認識が足りないのではないかと思います。そういう意味では、何かイベントをやればどうのこうのではなく、ま

ず県が手本を示したほうがいいのではないかと思います。しまくとうばの日が近づいてきたら電話の対応を、はい、もしもし、沖縄県庁でございます、ではなくて、ハイサイ、沖縄県ヤイビーンとか、文化観光課ヤイビーンとか、そのようにどんどんムードを自分たちで盛り上げていくということをやっているかないと。そのような感じがするのですが、文化観光スポーツ部長どうですか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 玉城委員のおっしゃるとおりです。まさに今言っているしまくとうば普及運動は10年の行動計画をしっかりと立てて、今言ったような提案も含めて一例えは県庁でやろうということも、それを今文化観光スポーツ部だけでやりましょうということだけではなくて、できれば全庁的に、もしくは全県的に市町村も網羅してということで、その最初の行動計画を立てるということを、次年度からしっかりとやっていきたいと。そしてこれはしまくとうばですから、1年、2年ではすぐに根づきませんので、まず復帰50周年という節目を見ながら行動計画をしっかりと立てて、それでやっていこうと。今までの予算の規模でいっても、正直に言って、しまくとうば関係は200万円でした。ですから、そういった事業を取り上げても、まず我々としてはそれを10倍にしていこうと。そして今後この行動計画をしっかりと立てたら、今度は市町村でやってもらうこと、学校でもこういうことはできないだろうか。企業でもこういうことはできないだろうか。役場の中でもこういうことができないだろうかということ、オール沖縄で網羅していくという意味で、普及運動の一例えはグッジョブのような形で、沖縄県が旗を振って全市町村と連携しながらやっていくという大きな取り組みの第一歩を、平成25年度からやっていきたいということです。まさにおっしゃるとおりの部分で、普及をさせていくところと、あわせてもう一本のラインで学術研究、検証をしっかりとやっていくという2つのラインでやりながら、体系的にしまくとうばを普及させるためのいろいろな施策を考えていきたいと思っております。そのときにはぜひ、今おっしゃっていただいたようないろいろなアイデアを盛り込んでみんなでやらないと、このしまくとうばの普及はなかなか難しいと思っていますので、ぜひそういったアイデアはどんどんいただきたいと考えております。

○玉城満委員 ぜひ認識を高めていただいて、これまでしまくとうばの保存・普及に一生懸命やってきた団体とも密に連絡をとり合って、まずは200万円という予算をもっとふやさないことには一外から見ていると真剣に考えていないのではないかと思いますので、もう少し認識を高めていただいて、本当にしまくとうばが沖縄の文化を支えているのだという認識をぜひ持って

ただきたいと要望して終わります。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 陳情第185号の尖閣の話ですが、文化観光スポーツ部長に聞きます。領海侵犯はどうなっていますか。回答書に、適切な管理が行われていると書いてあるのですが、領海侵犯は今起こっていますか。

○照喜名一交流推進課長 昨年の9月11日の国有化以来、3月12日時点まで、約30回以上の領海侵犯が入っております。これにつきましては海上保安庁が適宜、領海から出ていくようにと相手の船へ口頭で、平穏かつ冷静な取り組みを行っております。海上保安庁につきましても、ローテーションも含めて、沖縄の近海のパトロールについては非常に困難を期していると聞いていますが、これについては国のほうでも新年度、必要な船の配置や適正な人員の配置を考えていると聞いております。

○砂川利勝委員 適切な対応と管理がなされているということは、通常、領海侵犯させないということではないですか。領海侵犯していますよね。入れないことではないですか、適切な管理ということは。

○照喜名一交流推進課長 一応、船と船とのお互いの連絡網と申しますか、いろいろな信号とか、言葉によるコミュニケーションを図っているところですが、入れないということを強行しようとする、逆に衝突のおそれと申しますか、紛争の可能性が高まるということです。海上保安庁におきましては、なるべく武力衝突と申しますか、ぶつかったりとか、そういった紛争をなるべく避ける形で、ぎりぎりの攻防があると聞いております。

○砂川利勝委員 基本的に入れない対応をしてもらいたいのと、最後の文章で、漁業者の安全確保については、日本政府に対して万全を期するために適切な対策を講じるよう、継続して要請をしていると。誰に、どこに、どのような要請を何回したのですか。

○照喜名一交流推進課長 実質の所管は農林水産部で行っていると聞いておりますが、そういった武力—2010年の衝突以降、随時、少なくとも四、五回にわ

たって担当大臣、もしくは内閣府にそういった要請をしていると聞いております。

○砂川利勝委員 最近はいつやったのですか。

○照喜名一交流推進課長 直接所管をして要請したわけではないのですが、たしか2月に外務大臣がいらしたときに要請をしたと聞いております。

○砂川利勝委員 一応所管ですよ。もう少し親切丁寧に説明したほうがいいのではないですか、調べてきて。これなら省いたほうがいいですよ。まともに答えられないではないですか。所管がえすとは聞いていますが、現段階ではそちらの担当ですよ。ある程度資料をそろえて、適切な答弁ができるようにしないと、何も議論になりませんよ。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
喜納昌春委員。

○喜納昌春委員 継続の陳情第143号について、豊見城市の豊見城城址公園跡地に空手道会館建設が出ておりますが、他の5つの市からも出ているので、ヒアリングの状況を一公平にやられたと思うのですが、伺っておきましょうか。手を挙げたところはたくさんあったものですから、決定に至るまでの経過を。

○湧川盛順文化スポーツ統括監 これまで要望のあった市町村に対して、どういう提供できる、設置できる場所があるか、こういうところを中心にヒアリングを行ってきたところでございます。

○喜納昌春委員 例えば県の委託をするとき、いろいろ点数とかあるでしょう。そのようなことをやったのですか。やはり豊見城市がふさわしいということがあったのですか。決定に至るまでの第三者が見てもわかるような手順—やはり豊見城市がいいという決め方をしたのですか。

○湧川盛順文化スポーツ統括監 そういうことではなく、それぞれ要請のあった市町村の候補地を中心に、例えばアクセスの面、後は国際大会をするときに武道館と連携いたしますので、そことの連携の面。もしくは空手道会館はいわゆる聖地になりますので、そういった聖地としてふさわしい環境にあるかどうか

か等々。そういった要件について、それぞれの候補地についてポイントをまとめて、委員会の中では意見交換をしていただいたという状況です。

○喜納昌春委員 空手道会館について、空手の中心はルーツをたどれば中国に行くかもしれないのですが、少なくとも今日的な空手の普及の面からすると、小さい島ではあるのですが沖縄の存在というものは、日本とかウチナーンチュが言う以上に外国の皆さんが一日本といたらあと46都道府県あるわけですから、沖縄はやはり特定しやすく行きやすく、しかも交流が密にできるということで、地理的優位性がまさにあると自負しています。ですから、いろいろな手を挙げたところも、みんな意欲あつてのことで、今、文化スポーツ統括監からありましたように、論議を経て豊見城市ということですから、それはとやかく言いません。ただ、豊見城市もそのようにやったはずですが、一部の新聞の中で、豊見城市のこの場所については別の意味があるという声もあつたものですから、逆にいろいろ聞きながらやったのかということをおきかたかったです。外国を含めて空手のメッカは沖縄なのだという認識を強く持っていると感じているので、いろいろな声を集約してのことですから、ぜひそういう意味で頑張ってもらいたいということを要望しておきます。

それから陳情第144号ですが、これもまた中部市町村会から出ている県立郷土劇場の件です。これは当面決めずにとということで国立組踊劇場ということになっているのですが、沖縄県の芸能関係者、いろいろな団体を含めて、使い勝手の問題がいろいろとされています。国立なので縛りもあるし、公演する場合の値段の問題だって、いろいろな制約はあるわけです。幅広い文化関係者の皆さんにとって、もっと使い勝手のいい県立郷土劇場があつたわけですから、これにかわるものという要望があるのです。これも雑多に手が挙がっているものから決めカンティーしているかもしれないのですが、その間国立劇場云々ということは、願意からすると必ずしも十分ではないと思うのです。たくさん挙がっているものだから決めかねる。もちろん財政の問題もあるので、それだけではないと思うのですが。いずれにしてもその間の国立組踊劇場を中心に、そういった要望も受け、答えていきたいと思いますというだけでは物足りない面があると思います。いつ決めるかはもちろん財政を含めたこともあるので、時間がかかるということはおくわかるのですが、この間の文化関係者の期待、ニーズについてはきめ細かい経過の中での対応を、行政として検討すべきではないかと思ひます。その辺についてお願いします。

○喜友名朝弘文化振興課副参事 委員おっしゃるように、芸能関係の皆様方の

御意見は重要だと県としても考えておりました、その中で、沖縄芸能関連協議会—沖芸連が多分一番大きな組織かと思うのですが、建設してくれという要請も大きいものですから、県としては沖芸連と要請内容を調整しているところです。その調整した結果、我々が今進めております文化発信交流拠点整備の内容と、沖芸連の御要望の方向性はほぼ一緒だという認識をいただいているところです。おっしゃるように、今後も連携していく必要があるものですから、先ほど言いました意見交換会を進めていることと、芸能関係者を対象にしたシンポジウムを国立劇場おきなわで開いたところでございます。あと2回市町村でシンポジウムを行って、理解を求めていきたいと考えております。

○喜納昌春委員　ぜひその辺の努力はしっかりやっていただきたいと思えます。それから最後になりますが、先ほど玉城委員からもあったのですが、しまくとぅばの取り組みの問題です。まさにユネスコでも認定されているということで、私などは団塊の世代で、ちょうど聞くことも話すこともまだ上手なほうに入ると思います。同級生が集まると8割、9割は方言なので。そのほうがコミュニケーションの速度も早いし。この願意を出している皆さん、とりわけ4団体が入っている部分で意見交換もしながら、非常に危機感を持っているという自負心があるみたいですね。その思いがあるものですから、2番目の、今事業をやっているものも委託させてくれないかということもあるので。しまくとぅばの日を設定した我々県議会も、そういう意味ではもっと率先して。かつて糸満市でも、質疑応答を方言でやりましょうかとかあって、ナランドーと、厳しいヤシガという話もあったり、議事録を方言で残そうということが市町村議会であった経過もあります。沖縄県もそこまではまだいかないのですが、もっと具体的に教育委員会を含めて、どう具体的にするかということについて。一方では、英語教育をもっとしまししょうかという場合は、下手すると日本語がもっと後退するという新しい問題も抱えています。ある意味では我々ウチナーンチュが英語ばかりできてというときに、観光立県などというものは逆に死ぬと思っているのです。ウチナーンチュが英語を話しても何の魅力もないですよ。みんなが英語を話して理解もできたとしても、ウチナーの価値は出てこない。一方では英語教育をして国際化をとという大きな流れがあるのです。その中で方言をというときに、理解はできるのですが具体的にどうしますかと言ったら、逆に教育委員会あたりががんになる可能性があるのです。そういう中で、県議会がしまくとぅばの日も制定して、もっと力を入れようという思いで制定してきたので、逆に県議会ヌーソーガと言われかねない。こういう皆さんが逆に委託事業を含めて率先して先端でやっている部分については、全事業ということ

ではないのですが、委託事業などもあってもいいのではないかと。その辺についての検討はどうでしょうか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 まず、処理方針にも書かれていますように、県としても、施策として非常に重要だということで、次年度からは委託も含めた施策、事業というのをしっかり立ててやっていくと。その際も、随意契約ということは基本的にないと思います。委託ですから、県が目指している方向性をしっかりと受けとめながら、新しいアイデアも入れながらやっていくという形だと思いますので、これも公募だと思います。その一方で、このアーツカウンシルは補助事業なのです。補助事業というものは、自分たちがやりたい事業があるので、それを県の支援をいただいてやるということなのです。ですから、県が目指している方向性をする際には委託ですが、補助メニューというものは自分たちがやりたいことを支援してもらう、公募をします。なので、今回処理方針に書かれていますように、この事業自体の趣旨からいくとそぐわないということが書かれています。そういう面では、今後陳情を出されている団体も含めて、次のステップの県の施策としてやっていく推進事業の中の委託にエントリーしてもらおうという形でやっていきたい。あわせて、ここを含めて20ぐらいの団体がありますので、そこを網羅した形でオール沖縄でやっていく方向性が望ましいので、そういったところも試行していきたいと考えております。

○喜納昌春委員 皆さんと密着してやっている団体だと思うので、我々もどうできるかということを含めて。しまくとぅばの話では那覇市あたりが市長を先頭に率先してやっている面もあって、自動販売機でさえも、ニフェーデービルとか、3つか4つぐらい出てくるらしいのです。こつこつと努力しながら、しまくとぅばを消滅言語にしないように、我々も頑張っていくし、執行部もひとつ決意を込めて頑張っていたいただきたいと思います。要望で終わります。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 陳情第81号の2ページの処理方針に関連して、3点目の処理方針で、沖縄21世紀ビジョン基本計画において云々と。沖縄は観光を戦略的に展開していると。そして世界水準の観光リゾート地の形成を目指すという処理方針になっておりますが、先日この委員会でハワイに一先日というか1月に行ってきたのです。向こうから学んだことも踏まえて、沖縄の観光戦略というも

のがどうなのかというところが私自身が曖昧なので、ぜひ確認の意味も含めてお尋ねします。ハワイの観光戦略で、どこでもキーワードとしてすぐに出てくるのは文化であり、アロハスピリッツということに尽きるわけです。これはどこに行っても、州の観光局に行っても郡の観光局に行っても、どこに行っても同じようなキーワードが聞かれる。沖縄の観光戦略として、今皆さんがおっしゃる世界水準の観光リゾート地を目指す上での、沖縄の観光というものは何だというときに、何をもちいて沖縄観光と表現しているのか、まずそこからお尋ねします。

○嵩原安伸観光政策課長 沖縄21世紀ビジョン基本計画、同時に第5次沖縄県観光振興基本計画の中において、目指すべき沖縄観光の姿を、世界水準の観光リゾート地としておりまして、その中でキーワードといいますかキーコンセプトといいますか、これは3つ立てております。1つが文化。1つが自然。それからもう一つが安全・安心・快適と。こういうコンセプトでありまして、沖縄観光の基本は豊かな自然でありますし、独自の文化で、安全安心で快適な空間、県民の生活様式も含めた、そういったものが沖縄観光の目指すべき姿だと我々は考えております。

○仲村未央委員 観光客誘致の戦略の前提となる規模ですが、例えばハワイでは700万人ということをやっています。つまり向こうの受入許容の施設一ホテルであり、あるいはMICEの施設であり、700万人がマックスだと。ですから、これ以上人を入れるという戦略ではなくて、どう客単価を上げていくかという、客を選ぶという視点に立って、冒頭に言った文化やアロハスピリッツというところで、とりたい客をとっていくというところに戦略性を持っているわけです。沖縄県が掲げている1000万人という誘致の目標ですが、この1000万人というものはどこから出てきた数字なのか。つまりハワイのようにキャパシティーや対応できるというマックスなのか、それとも、もっとスローガンの、とりあえずたくさんという意味での1000万人なのか。そこら辺はどうですか。

○嵩原安伸観光政策課長 沖縄観光というものは、まさに戦後、復帰後40年間というまだ短い観光地でありまして、これまで一番多くお迎えしたのが、暦年ベースでも603万人です。1000万人につきましては、委員がおっしゃるようなキャパシティーとか、そういったものを考慮してというよりは、むしろリーディング産業として沖縄観光を、沖縄経済を牽引していくリーディング産業とし

て1000万人、1兆円という大きなスローガンを掲げて、一生懸命、観光振興を進めていこうと。県民、業界の気持ちを一つにして、そういうスローガ的な意味合いの目標値だと我々は認識しております。

○仲村未央委員 そうなると、ハワイが持っている700万人という現実的な数値と、1000万人というものが持つ意味合いは違うと理解するわけです。では向こうが700万人を目指すときに、どうやって客を選んでいくかというときに、来る客の質を選んでいる。例えば一番高い単価を出す報奨旅行、そしてMICEにしても。これが超短期的なビジョンだけではなく10年、20年という先も含めて、例えば学会であれば5年から7年のサイクルを繰り返すわけです。そういった10年以上の見通しを持って、客の入りを既にデータとして彼らは持っているわけです。そういう意味で、沖縄県の戦略を描く前提としてのデータ、分析、市場のリサーチという機能はどこが担っていますか。実際にそれが今皆さんの立てている戦略と市場リサーチがかみ合っているのか。その機能は非常に乏しいような印象を私は持っていますが、県がやっているのか、あるいは財団法人沖縄観光コンベンションビューローに担うような体制があるのか。そこはいかがですか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 まさしく委員のおっしゃるとおり、ハワイから学ぶことは本当に多くて、1つは、ハワイにフラという踊りがありますが、フラでもアロワナという現代フラが非常にはやって、いわゆるヤシの実をつけてとか、シャラシャラした形のもので、すごく大勢の観光客が来た時期がありました。それから、やはりもう一度原点に戻ろうということで、カヒコという伝統のフラも重視しながら、それから言語を大事にする文化をやる。それから伝統芸能、伝統文化を尊重した取り組みをすることで、まさにアロハスピリッツに象徴されるような、自分たちの哲学を、ハワイとして確立していった歴史があると思うのです。ですから、県でも学ぶべきところはたくさんあって一ハワイの方から言われました。ハワイが歩んできた間違いの道は、逆に沖縄は歩まずに、誰の足も踏まずに目的地に行けるようなことがきっとできるはずだということがございます。戦略的にやるためには、文化観光スポーツ部が一つになって、観光と文化、あわせてスポーツも一つの文化の側面と捉えて。今後、文化観光スポーツ部が大きく力を発揮して、まずリサーチをしながら、その中でしっかりとした戦略を立ててやっていくということが、おっしゃるとおりだという気がします。今おっしゃっているのは、たしかケ・クムというハワイの集客の産業に関する戦略の方針が何回か出されて。後、ハワイ州の観光戦略の

計画という、沖縄県でいうところの第5次沖縄県観光振興基本計画に係るような、10年計画のようなものを立てています。しっかりと計画を立てて遂行しているという面では、文化観光スポーツ部が生まれてきた理由もそこにあると思います。ぜひそういったところは財団法人沖縄観光コンベンションビューローだけではなくて、文化の外郭団体や出先機関、スポーツの外郭団体や出先機関とも一緒になりながら、新しい沖縄の磁力といいますかマグネットといいますか、そういったものをしっかりとつくっていくべきだと考えております。

○仲村未央委員 聞きたいのは、市場のリサーチをする所管があるのかということを知りたいのです。皆さんが今戦略を立てるイメージは、何となく伝わってきます。ただ、その戦略を立てている背景にリサーチがあるかということを知りたいのです。それが短期のものもあるでしょう。例えばことしはどうでしょうか、このあたりは落ち込みそうだから誘客キャンペーンをこう打とうとか、それはあると思います。ただ、それも含めて、あるいは超長期も含めて、そういったビジョンを描く前の市場調査—例えばハワイだったら日本の出発空港まで把握しているわけです、地方空港まで。ここから何名来られると。今はLCCも入っていますから、飛行機のキャパシティもどんどん小さくなっているわけです。そういう意味では、どことどこを組み合わせ、大体何月にどれぐらいということもわかっているし、何年先もどうだということのリサーチ力をもって。それが結局戦略に反映されているから、キャンペーンと計画はかみ合うわけです、その実態が。かみ合わなければ修正するという機能も持つわけです。沖縄県は、あれだけの観光予算を持っていて、どこでやっているのかということが見えないわけです。

○嵩原安伸観光政策課長 リサーチ力という点では、ハワイにはまだまだ及ばないところではありますが、観光政策課が企画の部門を担っているところでございます。ただ、外国人観光客につきましては、今後大きな市場ということで、市場ごとのプロモーションといいますか、個別市場のきめ細かいリサーチを今年度やっております、プロモーション戦略を策定し、今後それに基づいたきめの細かいプロモーションを展開していくというところまで来ております。

○仲村未央委員 先ほどから全然質疑とかみ合っていないのです。プロモーションはわかるのです。ただ、この間新聞沙汰になった、ああいいう限界広告のような下品なものが出てくる背景も、皆さんの市場と—先ほどから言うビジョン、文化と自然と安心安全ということもありましたよね。そういった戦略性が本当

にあつたら、ああいう誘客キャンペーンにつながりますかというところなのです。そこのかみ合わせが、本庁が持っている戦略機能は何に基づいているのか、そして財団法人沖縄観光コンベンションビューローが持っている誘客キャンペーンというものは額からいっても、件数からいっても相当入っていますよね。私たちが追えないぐらいです。そういった全体的な戦略を描く際の、根本的なリサーチ能力なりが非常に弱いのではないかと見えるのです。ですから先ほど1000万人は何ですかと聞いたときに、スローガンですということになるわけです。そこら辺は機能の見直しというか、県の体制と財団法人沖縄観光コンベンションビューローの体制も含めて、どこかに非常に大きな課題があるのではないですか。そこはいかがですか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 おっしゃるとおりだと思います。文化観光スポーツ部で言えば、まさに観光政策課が部の中でもヘッドクォータ的な役割を果たしますので、観光政策課が今後もしっかりとした分析、リサーチをした上で、アレンジできるものはしっかりアレンジしていく。さらにはジョイントしながら、課題に対してはしっかりと施策事業を打っていく。可能性に関してはさらに伸ばしていくという事業を打っていくという面では、観光政策課をヘッドクォータとして、横断的な文化観光スポーツ部というのが一つのチームになって、そこから財団法人沖縄観光コンベンションビューローや観光関連の事業所としっかりつながってやっていくと。そのようなビジョンをしっかりと示すのが県の役割だと思っております。そういったところのリサーチ分析というのでしょうか、そういったところはこれからの課題だと思いますので、しっかりと頑張っていきたいと思っております。

○仲村未央委員 世界水準という言葉を使うからには、やはりそれだけの体制が必要だと思います。カジノの問題でも、例えばハワイで聞いたときには、競争力がまずあるかです。ラスベガスや、ほかの競合地と比べて、ハワイにわざわざカジノのために人を連れて来られますかということがまず1つ。それから文化という絡みでいけば、カジノに来てくれるお客さんが欲しいのか、ハワイのアロハスピリッツを知ってほしいのか、それを発信していきたいのかで、おのずと客層が分かれてくるわけです。そういうときにわざわざカジノに手を出さないという結論が、すぐに戦略とかみ合うかどうかということが出てくるわけです。今はカジノの陳情が前提になっていますが。そこら辺は非常に沖縄の曖昧な観光戦略というのが一やはり私は体制の弱さに見える感じがします。これは緊急性があることだと思うので、財団法人沖縄観光コンベンションビュー

ローも含めて、見直しが必要ではないかということの一つ提案します。それともう一つはタックスです。ハワイは宿泊税を取って逆に一般財源に入れているのです、固定で。固定の一般財源が先にあって、その残りの部分で観光戦略を回していく、誘客の財源にしている。沖縄が観光立県、向こうが観光振興地としたら、観光振興として成り立っている州としては、つじつまが合っているわけです。財源を入れて一般財源にも回せるぐらいの税を取っているわけですから。そういう意味では延ばし延ばしにしないで、法定外目的税の検討もただらやるのではなくて、めどを立てて導入を図っていく取り組みが必要ではないですか。そうしないとほかのキャンペーンにも、ずっと沖縄振興一括交付金をあれだけ莫大に入れ続けていいわけではないと思うので、そこはいかがでしょうか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 新しい税の導入を含めて、今、関係する部と協議しているところでございます。委員がおっしゃるとおり、沖縄振興一括交付金というものは、あくまでも国の予算、国の施策。県が幾ら主導権をとっても、必ずそれは何に使われるのかということでの議論、検証が始まるのです。沖縄が本来、チャレンジも含めてこのようにやっていくためには、自主財源が必要だと思います。そういった面ではまさに自主財源の方法というのが、ハワイの場合にはそのように9%の宿泊税としてしっかりと納めてもらっているということです。それを財源として自分たちが考える先行的なものも、やってみて検証して、これはよくないと思うものはどんどん自分たちで変えていくというダイナミクスさといいますか、そういったものはまさに学ぶべきだと思います。税に関する部分もこれからスピード感を上げて一きつと検討しないといけない部分もあると思います。あわせて沖縄振興一括交付金も含めて、まだまだやりながら、検証しながらというところがあるものですから、手を打てるものはすぐにでも手を打って、やりながらいろいろと手を尽くしていきたいと考えております。

○仲村未央委員 ホテル税なりの観光の目的税については、検討しているのですか。しているのだったら、いつまでにこの検討を終えて、目標年次のようなものを持ってらっしゃるのですか。

○嵩原安伸観光政策課長 検討の現状を申し上げますと、部長級での協議会、担当課長レベルでの幹事会、そういったものを昨年度も開催しております。それから担当者レベルでのワーキング会議を随時開催して、税務課で基礎資料と

なるデータの収集なども始めております。特にいつまでにといいことはないので、そういった形で着実に検討を進めているというのが現状です。

○仲村未央委員 非常に取り組みが弱い。スピード感が問われる観光業界とのかかわりを持って、スピード感を上げてやっていただきたい。そして先ほどから言うように、体制です。統計を担う一向こうはディーベットという統計に特化した局があって、HTAという観光局とは別に、統計だけをひたすらとっている。これをどう生かすかということに非常に洗練された技術を持っているわけです。今、文化観光スポーツ部長の答弁を聞く限りではそこを押さえているところがないと正直私は見えています。だからそこは、本庁につくることが本当にふさわしいのか。あるいは財団法人沖縄観光コンベンションビューローに出して、もっと臨機応変に対応できるよう、向こうに設置する必要があるのかどうか。これも検討課題としてほしいと思いますが、そこは最後に提言も含めて、見通しがあればお尋ねします。

○平田大一文化観光スポーツ部長 一つの提案として、今おっしゃるように、財団法人沖縄観光コンベンションビューローの役割そのものも含めて、しっかりと検討しなければいけないと思っております。財団法人沖縄観光コンベンションビューローもこれまでの財団法人沖縄観光コンベンションビューローと違って、まさに進化しなければいけないし、あわせて文化観光スポーツ部の中でも観光政策課を中心として、しっかりとしたリサーチ能力を上げて。大切なことは一統計は文化観光スポーツ部もとっているのですが、もっと必要な統計をきちんととるといふことと、その統計に沿った形の戦略を立てるといふ、まさにそういった関係プレーが必要だと思います。これは本当に大きな課題として、逆に言うと、文化観光スポーツ部としても次の沖縄の観光戦略に資するだけのリサーチ能力と、それを生かした戦略を立てる部分を頑張ってやっていきたいと思っております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 今の陳情第81号、カジノ導入に反対する陳情との関係ですが、回答の3番目に出ている沖縄21世紀ビジョン基本計画の中で位置づけられている、具体的に沖縄の観光産業をどうきちんと発展させていくかということ考えたときに、沖縄の豊かな自然環境、独自の歴史・文化、その資源を活用

して、スポーツツーリズム、沖縄の観光産業に付加価値をつけて観光産業の発展を目指していくということになっています。具体的に今、琉球・奄美諸島が世界遺産登録の暫定リストに載るということが出ております。私はそういう意味でいけば、世界自然遺産登録を積極的に目指していくということは、沖縄の観光産業にとっても非常に重要な意味のある、価値のあるものになってくるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○平田大一文化観光スポーツ部長 委員のおっしゃるとおりだと思います。沖縄が持っているポテンシャル—可能性というものは、先ほどのハワイでも出ましたが、伝統的な文化や芸能に加えて、それを育んできた自然といえますか、そういったものも含めて沖縄の魅力ですので、今後も沖縄を内外に発信する大事なポイントになると考えております。

○玉城ノブ子委員 そういう意味からすると、沖縄県も世界遺産登録を目指すために積極的に推進していくという方針を出しているわけです。世界遺産登録を目指すための具体的な施策の展開—各部局それぞれが連携をとり合うことが必要だと思うのです。この沖縄の豊かな自然や環境をどう生かしていくか。そしてそこに付加価値を加えて、観光産業にも生かしていくということになれば、世界遺産登録を目指すことは観光業界にとっても文化観光スポーツ部にとっても大変大事だと思うのです。ただ、私はいつも言っているのですが、文化観光スポーツ部というものは、ただ単に文化観光スポーツ部だけで観光客をどうふやしていくかということではないと。ほかとの連携が必要だと言ってきたのです。もっと環境生活部との連携をきちんととっていくということが必要ではないかと。世界遺産登録を目指すために環境生活部ときちんと調整をしていく必要が一連携をとり合って推進していくということが必要ではないかと思うのですが。

○嵩原安伸観光政策課長 観光は総合産業ということで、産業間の連携—農林水産部も福祉保健部も含めて、幅広くやっていく必要があると、沖縄県観光推進本部というものもつくりました。今年度から観光政策課に担当者を1人配置して、その辺は強化して、各部といろいろな地産地消も含めて、意見交換をしています。環境生活部に関してはリゾートエコアイランドの関係でいろいろ話をしまして、環境生活部の事業なのですが、観光施設のエコ化について支援するという事業もあります。そういった連携を今後ますます強化していきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 農林水産業の話も出てきたのですが、今、ヤンバルの森をどう保全するかということが具体的な問題として出てきております。そういう意味からすると、私はむしろ世界遺産登録によって、新たな付加価値をつけた雇用も生まれてくると思うのです。各課との連携をとって、しっかりとそこに付加価値がつけられるような観光産業を目指していただきたいということをまず申し上げます。このカジノの問題についても、沖縄の魅力がどこにあるのかということ、文化観光スポーツ部がもっとしっかりつかんで、沖縄の魅力を生かすための観光振興をきちんと考えていく必要がある。カジノではないということを一重点を置くべきなのはどこなのかということをしつかりと踏まえた上での観光産業の振興を進めていただきたいと思っております。

○平田大一文化観光スポーツ部長 委員から御提案のある部分を肝に銘じながら、文化観光スポーツ部としては臨んでいかなければならないと思います。IRを含めた議論というものは、もちろん国でも行われているところですので、大前提として沖縄のイメージダウンになるようなことはあってはならないと思いますし、反対している人たちの声にしつかり耳を傾けるという姿勢、体制づくりも大事だと思います。あわせて、始終心配されている暴力団の介入とか、犯罪の増加は絶対に認めないというしつかりとした対応。それから、これ以上ギャンブル依存症を絶対に増加させないという対策の議論も含めてしつかりやった上で、最終的にはどうすべきか、沖縄はどうすべきかを県民に問う形になると思います。いずれにしましても、沖縄のポテンシャル、可能性がどういう方向であるのか、しつかりと議論を重ねながらやっていきたいと考えております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、平田部長が退任挨拶を行い、その後、説明員の入れかえを行った。)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、農林水産部関係の陳情平成24年第123号外11件の審査を行います。

ただいまの陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

知念武農林水産部長。

○知念武農林水産部長 ただいまから、陳情案件について処理概要を御説明いたします。

お手元の陳情処理概要の目次をお開きください。

今委員会に付託されております陳情案件は、継続9件、新規3件でございます。

それでは、以上の陳情12件について、御説明いたします。

お手元の陳情処理概要の1ページをお開きください。

継続案件の平成24年陳情第123号につきましては、修正はありません。

3ページ目をお開きください。

継続案件の平成24年陳情第146号は、アンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。その部分について説明いたします。

そのため、県はこれまで読谷村役場と地元同意等条件整備について調整を行ってきたところでありますが、読谷村役場からは、自然度の高い当該箇所への事業導入については慎重に検討したいとの要望が出ております、と修正しております。

4ページ目をお開きください。

継続案件の平成24年陳情第148号につきましても、その内容に一部変更が生じたので時点修正を行っております。

アンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。その部分について説明いたします。

新たな分みつ糖工場建設に係る課題等について意見交換を行う等、課題整理に向けて調整を行ってまいりました。このような中、国の緊急経済対策で製糖関連施設等の予算が確保されたところであります。これを受けて、県としては伊是名村と調整し、当該緊急経済対策で新たな工場建設における地元負担の対応が可能となったことから、今年度の2月補正予算に計上したところであります。また、伊是名村においても3月補正予算として計上したところであり、その補正予算成立に伴い、県からの補助金交付等に係る事務手続を進めている

ところであります。今後、県としましては、工場の早期完成及びサトウキビ原料確保に向けて村やJA等関係団体と連携し、取り組んでまいります、と修正・追記しております。

6ページをお開きください。

継続案件の平成24年陳情第151号も、平成24年陳情第148号と同様であります。

7ページの平成24年陳情第162号については、修正はありません。

9ページをお開きください。

継続案件の平成24年陳情第166号につきましても、その内容に一部変更が生じたので、時点修正を行っております。

アンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。

その部分について説明いたします。

平成25年度からは、海洋深層水研究所へ農業技師を配置して、農業分野の海洋深層水の利活用に向けた支援を行ってまいります、と修正しております。

また、平成25年度定数で、海洋深層水研究所での農業技師が配置されましたので、下から6行目の「研究員の存続」を削除しております。

10ページをお開きください。

継続案件の平成24年陳情第177号につきましても、その内容に一部変更が生じたので、時点修正を行っております。

アンダーラインを引いている部分が、時点修正を行った箇所でございます。

その部分について説明いたします。

海岸保全施設の復旧対策としましては、平成24年11月27日に国の災害査定を終了し、平成25年1月28日に国の事業費決定通知を受け、現在、工事発注に向けた準備を進めているところであります。また、被災した漁船については、漁船保険等により修繕が行われ、操業を再開しております。漁港施設の第2防波堤につきましましては、3月11日に復旧工事が完了しております、と修正し、次の2行を削除しております。

また、下から3行目の「今回」を「今年度」と修正しております。

12ページ及び13ページの継続案件の平成24年陳情第198号、平成24年陳情第206号については、修正はありません。

次に新規陳情について、説明させていただきます。

15ページをお開きください。

陳情番号第13号、陳情区分新規、件名「やんばる型森林業の推進～環境に配慮した森林利用の構築を目指して～（案）」のやり直しを求める陳情。陳情者NPO法人奥間川流域保護基金理事長伊波義安であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針を御説明いたします。

やんばる型森林業の推進（案）の策定に当たっては、国頭村、大宜味村及び東村のヤンバル3村を初め、国や県の環境行政機関、学識経験者、林業関係団体、環境関係団体など、関係する全ての分野のメンバーを構成員とする検討委員会を設置し検討した上で、現段階での案を示したところです。また、検討委員会の結果等については、県のホームページに掲載するなど、情報を公表してきたところであり、パブリックコメントの実施に当たっても、沖縄県県民意見公募手続実施要綱に基づき、県ホームページや公共施設等での掲示を行うとともに、独自にモノレールの駅や関連するシンポジウム行事等でのポスターの掲示、さらには新聞への記事掲載など、多くの県民への周知に努めたところであり、「推進（案）」においては、保全と利用すべき地域のゾーニングや、環境に配慮した施業方法の検討、森林ツーリズムやセラピー等の体験型森林利用の推進など、世界遺産登録推進にも寄与できる「やんばる型森林業の構築」について検討を行っているところであり、引き続き、環境行政や森林関係者等との調整を行いつつ、より環境に配慮した森林施業のあり方等について検討を進めてまいります。

続きまして、17ページをお開きください。

陳情番号第30号、陳情区分新規、件名「やんばる型森林業の推進～環境に配慮した森林利用の構築を目指して～（案）」の抜本的な見直しを求める陳情。陳情者やんばるDONぐりーず共同代表弁護士喜多自然外1名であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、農林水産部に関する処理方針について御説明いたします。

「やんばる型森林業の推進（案）」の策定に当たっては、国頭村、大宜味村及び東村のヤンバル3村を初め、国や県の環境行政機関、学識経験者、林業関係団体、環境関係団体など、関係する全ての分野のメンバーを構成員とする検討委員会を設置し検討した上で、現段階での案を示したところです。また、検討委員会の結果等については、県のホームページに掲載するなど、情報を公表してきたところであり、パブリックコメントの実施に当たっても、沖縄県県民意見公募手続実施要綱に基づき、県ホームページや公共施設等での掲示を行うとともに、独自にモノレールの駅や関連するシンポジウム行事等でのポスターの掲示、さらには新聞への記事掲載など、多くの県民への周知に努めたところであり、「推進（案）」においては、保全と利用すべき地域のゾーニングや、環境に配慮した施業方法の検討、森林ツーリズムやセラピー等の体験型森林利用の推進など、世界遺産登録推進にも寄与できる「やんばる型森林業の構

築」について検討を行ったところであり、引き続き、環境行政や森林関係者等との調整を行いつつ、より環境に配慮した森林施業のあり方等について検討を進めてまいります。なお、森林の収穫伐採の採算性については、民間が実施する収益を目的とした経済活動であり、補助金は投入されておりません。また、森林伐採による影響調査については、現在、森林植生の変遷と出現する動植物等について、既存文献の整理や不足しているデータの収集・調査等を行っているところであります。

以上が農林水産部の陳情処理方針概要の説明でございます。

○渡嘉敷彰自然保護課班長 陳情番号第30号の1から9のうち、5と9の環境生活部関係の処理方針について御説明いたします。ヤンバル地域は、県が策定した自然環境の保全に関する指針において、ランク1、厳正な保護が必要な地域とランク2、自然環境の保護・保全を図る地域が多く占めている自然環境豊かな地域と認識しており、保全と利用が両立する森林保全のあり方について、環境省、関係各村等と連携して検討していく必要があると考えています。

環境省においては、現在、国立公園区域及び国立公園計画案の調整を始めており、科学的データに基づく希少動植物等の自然環境情報や社会的条件を考慮して作成されると聞いています。また、県においても、平成25年度より、環境省と連携して世界自然遺産登録に向けた希少種等の生息状況調査を含めたインベントリーの作成を始めるところであります。

県におきましては、ヤンバル地域の貴重な生態系を保全していくため、国立公園化や外来種対策として、マングースの防除事業や希少種回復状況調査を実施するとともに、世界自然遺産シンポジウムを開催するなど、普及啓発活動を積極的に進め、今後、地域の関係者と調整を図りながら、早期の世界自然遺産登録を目指したいと考えております。

以上が環境生活部関係の処理方針でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○知念武農林水産部長 続きまして、20ページをお開きください

陳情番号第33号、陳情区分新規、件名「やんばる型森林業の推進（案）」の見直しを求める陳情。陳情者なはブロッコリー岡本由希子であります。

要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

経過・処理方針については、陳情第30号と同様であります。

以上が処理方針でございます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 4ページの陳情第148号について、新しい処理方針もつけ加えられて、国の緊急経済対策で製糖関連施設の予算が確保された。国の対策はそれでいいのかというのが正直なところ。つまりTPPが導入されていくということが一この処理方針をまとめた段階からも動きがあったとは思いますが、参加していく。そしたらサトウキビは壊滅すると言われるわけです。そのときに製糖工場をつくるということと、今やっているTPPの政策と、国の姿勢としてはどこで整合性をとっているのか。関税が撤廃されて、何もしなければサトウキビは壊滅しますという話ですね。ということは、TPPが導入されてもなおサトウキビに関しては生産体制を国として守っていくという意味で、この経済対策はついているのですか。そこの整理がどうなっているのかお尋ねいたします。

○知念武農林水産部長 この経済対策の予算が決まった時点では、国が明確にTPPに参加するということは示されておりません。ただ、国が示している参加の条件として、農林水産業関係で言えば、沖縄県に関する砂糖の部分は関税撤廃の例外にするということを言っているわけです。その他もいろいろあるのですが、我々はそういう政策を、関税撤廃の対象からサトウキビは除外してもらえそうな方向で、国に対して強く要請していく、働きかけていくという姿勢で臨んでいるわけです。当然そうなるということを願って、今後も頑張っていきたいと考えております。

○仲村未央委員 その頑張る姿勢はよくわかるのです。ただ、その県の姿勢の前に、いわゆる価格調整制度でもっている予算の財源も、いわゆる関税、その調整金のもととなっているわけですね。ということは、恐らくこの関税とい

うものは撤廃されると。それは十分に見通しとして、守られるよりはなくなるということのほうが、非常に大きな見通しがあるわけです。そういう中で、この機に当たってこれだけの投資をしていくわけですが一予算は幾らでしたか。

○知念武農林水産部長 約50億円でございます。

○仲村未央委員 1つの島の製糖工場にこれだけの規模の額が一それぞれかかっていくし老朽化はほかのところもあるわけです。これからTPPとの交渉と、各それぞれの生産体制や、製糖工場をどう維持していくのか。維持だけではなくて、原料の確保がその島でなされていくのかということ、大変大きな問題だと思っております。そういう中で、今、国は生産環境といいますか、それは島の維持とか、つまり直接的な関税とかかわらない部分での島での暮らしを守るという視点でサトウキビの生産は守っていこうという姿勢があるのですか。

○知念武農林水産部長 はっきり言いまして農林水産省はそういう立場に立っているいろいろな物事といいますか、政府内での交渉も臨んでいると思います。ただ、経済産業省とか、あの辺は農林水産物のほかにも守るべきものがあるということで、今、農林水産省あるいは自民党の方々が言っている5品目ですね、米から始まって牛肉、豚肉、乳製品とか砂糖についても、全ては少し厳しいのではないかと。いろいろな情報がありますが、まだまだ政府内での議論というものも全然見えてきていないし、我々としてもはっきり言ってその辺は見通しが立っていないという状況ではあります。とにかくこちらの姿勢としては、それを確保できるような方向で関係団体等と一致して頑張っていくとしか、今は言いようがありません。

○仲村未央委員 先が短い見通しの話なのです。交渉は夏にも妥結すると。そして方向が見えてくるわけです。でも製糖工場への投資は、まさにこれから行われて、その維持も含めて県もかかわっていくわけでしょう。それだけの財政負担をしていこうという中において、生産体制をどうしていくかということは、別に遠い話の問題ではないのです。ですから今方針を持っていないと。TPPで関税がなくなっても生産体制が維持できます、維持しますという見通しがないと、これだけの投資をしてはいけません。そこがどうなのと一もちろん国の整合性も聞きたいが、県としても支える体制を持っていないと、ただ建物をつくったから終わりという事業ではないはず。これは稼働させていかないとはいけません。そこでの見通しというものは、皆さんの計画はどう

なっているのですか。今後の生産、供給の見通しと、今回の投資に当たっての見通しです。

○知念武農林水産部長 我々は当然今の一例例えば分蜜糖でいえば糖価調整制度、あるいは含蜜糖でいえば県の沖縄振興一括交付金を使った予算で支援していくということは、平成25年度の予算も要求して、今、議会に出させてもらっていますし、当然これがついてくると考えております。我々としては平成26年度以降もサトウキビについては一特に沖縄のような離島を抱えている島では代替作物というものはありませんということを常日ごろから言っているわけですから、当然そこでサトウキビはつくられて、島の生活を守っていけるような方針で頑張っていきたいということです。

○仲村未央委員 農林水産部長、先ほどから頑張っていきたいのはよくわかるのです。糖価調整制度というものは、財源がかわっても維持される方向だと捉えているのですか。国のしかるべき措置として、そこからもらう調整金が財源にならなくても、調整金として、交付金として今後も続けられるという見通しで、今、国と何か調整しているのですか。

○知念武農林水産部長 はっきり言いまして、T P Pに関して国と県がいろいろな調整しているとか、あるいは国の内部で農林水産省と経済産業省がいろいろな調整をしているということは全然見えていません。はっきり言って、されてないと思います。ですから県ともそういう調整はほとんどないということです。

○仲村未央委員 それは県から要求していくのですか。

○知念武農林水産部長 近々、関係団体とも協議をしながら、国の動向も当然つかみながら一また、T P Pに参加するに当たって、国としては十分な情報開示をすると言っていますので、その辺も要求しながら、関係団体とも調整しながら国に要請していきたいと考えております。

○仲村未央委員 もう一つは、離島はかわるものがないということを何度も皆さんの発言の中からも一サトウキビがなくなった後はどうするのだということもないということですが、かわる作物は本当はないのですか。

○知念武農林水産部長 大変答えにくい話です。例えば南大東村と北大東村を見たときに、部分的には、例えばサトウキビの間にカボチャをつくる、ジャガイモをつくるということはあるのですが、抜本的にサトウキビにかわるような作物というものは不可能と言ってもいいと思います。

○仲村未央委員 いろいろな視点があると思うのですが、例えばサトウキビの加工に対して、原料として砂糖にするというだけではなくて、いろいろな加工の仕方に向けていくという提案もいろいろありますよね。ラム酒とか。そういういろいろな研究をされている方もいるようですし、それから鞆頭部の飼料化とか、それによる畜産との連携をとって、どちらも立ち行くような付加価値を上げていこう、収益性を上げていこうとか。また輪作とか間作によって、収益があるものとサトウキビをセットで回すことによって、もっと持続可能な島の維持ができるのではないかという提案が幾つかあると思うのです。そういったことを県としては現に今、政策としてやっているのか。サトウキビがなくなってしまっただけでは何もかわるものがないですよでは、農業政策としては非常に先がないと思うのです。関税撤廃になった後も、サトウキビだけで維持するのが難しいのであれば、畜産や花卉や、ほかのものとの連携を含めて、可能性を持って皆さんは農業指導に当たっているのか。そこら辺はどうですか。

○知念武農林水産部長 今委員がおっしゃったように、サトウキビと何かという、例えば飼料—鞆頭部を牛の餌にするとか、サトウキビと畜産という組み合わせは十分可能です。ただ、サトウキビがあつて次のものが出てくるという状況でありまして、サトウキビが全部なくなると、全体として島でやっていけるような農業が、産業になるかどうかということは大変疑問がありまして、相当難しい状況があるのではないかと思います。今おっしゃったように、台風に対する施設とか、全面災害に強い施設を整備できるとか、そういうことであればまた別の道も見えてくると思うのですが、それにかわるには相当の予算的な話も必要ですし、現在のところは見通せない状況ではないかと考えます。

○仲村未央委員 特にTPPとの対応で、非常に時間が限られているという中でどうするのだということが、こんなにも見えないものかということが非常に率直に言って不思議です。製糖工場は今からつくろうとする。ですから皆さんの政策の整合性とか、あるいは、ならばどうするのだという、本当に関税が撤廃されたときにも製糖工場を生かすことも含めて、原料の確保を本当にこの島で続けさせていくのだということであれば、しかるべき政府への要請なり、皆

さんが取るべき財源なり、確保しないといけないわけでしょう。やはりそこはもう少し踏み込んだ早い皆さんの対応というものが必要なのかということが一今何を得られるというわけでもなかったもので、そこは非常に心配なのです。それから台風のこともおっしゃっていますが、これは何年に1回か必ず大きいものが来て、去年、おとしみたいに一気に半減するということが起こってくるので、対処すべき対応ですから、たまたま来たのではなく、来るということを前提に戦略を持って、島にかわるものはないと言うのでしたら、そこも含めて先々を見て計画を立てないといけないと思うのです。そこら辺の対応方は要望するしかないのかもしれませんが、今言えるもう少し詳しいことがあればお尋ねして終わります。

○知念武農林水産部長 繰り返しですが、先ほどから言っているように、国は今の砂糖に対する制度を守ると言っているのです。我々も守られると思っています。ただ、交渉事ですのでどうなるのかわからないということは一般的に言われている話であって、当面はそれを守ってくれるように、きちんと我々としても関係県とも連携しながら、今、いろいろな調整をしております、そういうことも含めて強力に要請していきたいということしか言えません。

○仲村未央委員 守ると国が言っても、恐らく一番輸入品との間で差別化が図られにくいと言われているのが、サトウキビだと思うのです。そういう意味で、守ることが本当に信頼に値するかということが非常に疑問なので、ぜひともそこは沖縄県の大きな課題として、もう少し農林水産部の戦略性を聞きたいところがあります。以上です。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 予算特別委員会でも質疑したのですが、新規陳情第33号と第30号のやんばる型森林業の推進の問題です。皆さん方はやんばる型森林業の推進案というものを策定していて、これについて内容を見たのですが、皆さん方が計画しているヤンバルを6つのゾーンにゾーン区分して、それで計画を推進しようということなのですが、環境保全区域というものは、これから見ると7%なのです。後は施業伐採も可能な区域となっているわけです。環境保全区域も、原則施業はやりませんということで、必ずしもここで施業を全然行わないということではないかと思うのです。ただ、この策定案でいくと、沖縄県が

世界遺産登録を目指して環境保全を図っていくということと、非常に矛盾する事態がヤンバルの中で起きてくるのではないかと思います。そのことについて県民からいろいろな意見が上がっているわけです。これについて、環境保全課が具体的にこの計画案を策定する段階で一緒に検討をやったということですが、環境保全課から、世界遺産登録を目指すためにヤンバルの森をどのように保全していくのだという具体的な基本計画が出てきてしかるべきだと思います。

○知念武農林水産部長 私が答えるべき話かどうかは別として、我々は原則その環境に配慮した森林業—ヤンバルの森も環境保全は大変重要だということは県としての基本的な立場で、それをこの方針に反しないようなことで進めていくにはどうしたらいいかということで検討を始めたのがこれですよと。今玉城委員が言っている環境保全区域というものは、切らないのです。仮にそこで例えば松に松食い虫が入ったとか、そういう木が出たときに、それを放っておくわけにはいきませんので、そういうものを伐採して処理するということで、原則ということをつけているのであって、そういう意味でのことです。それと処理方針の中でも言っているように、国の環境事務所であれ、あるいは県の自然保護課とか、いろいろなところも入れて、そういう検討をしております。それでまとめた案でございます。県民からいろいろな意見があったことについて一つ一つ取り上げて、全部答えていこうということで今やっておりますので、決して世界遺産登録の推進と反するようなものになっているとは、我々は考えておりません。

○玉城ノブ子委員 具体的にやんばる型森林業の計画そのもの—私たちは林業事業そのものをももちろん否定はしていないわけです。ただ、沖縄県が実際に世界自然に—生物多様性の豊かなヤンバルをどう保全し、世界遺産登録を目指すかということになると、具体的にそこの調整が必要であると考えます。そうではないまま森林緑地課がこういう計画を出してくると、世界遺産登録を目指すヤンバルの保全との矛盾が、どうしてもこの中で出てくるのではないかと考えるわけです。皆さん方はこれで森林の保全はできるとおっしゃっていますが、しかし、この計画案の図面を見ても、ほとんどの区域が森林施業の可能な区域になっているという点からすれば、果たして本当にそれでヤンバルの森が世界遺産登録を目指す森林として保全措置ができるかどうかということについて—ですから県民の中からそういう意見がやはり出ているわけです。もっと科学的に分析する必要があると。生物多様性が豊かなヤンバルの森で林業を推

進するということは、もっと慎重にやっていかななくてはならないと認識しているのです。そういう意味では、私はもっとこの内容について再検討する必要があるのではないかと思うのです。

○知念武農林水産部長 処理方針の中でも示しておりますが、また、環境生活部からも調査方針等の説明があったとおりです。我々は森林を伐採した後の植生の回復ということが、1年も2年もすれば、ほかとわからないぐらいに回復していきます。ただ、動植物の回復がどうかということは、確かにデータが不足しているところもありますので、既存のデータを整理するとともに、新たにどういう調査をすればいいのかということも含めて、これも環境生活部と相談しながら、必要であればそれに取り入れて、データも集積して出していこうかと考えておりますし、先ほども自然公園—国立公園の指定の条件もありましたが、決して国立公園だからといって全く木を切ってはいけないという話ではなくて、一定の制約はありますが、我々はその制約とも違わないような方針で整理していますので、今おっしゃった、追加調査等が必要などころもあると思いますが、それは最終案を決定するまでにあわせてやっていこうと思っています。ただ、それまでには自然遺産登録の方針等とも十分整合性をとりながら進めようと思っていますので、決してこれで我々は終わりですとか、これで決まりましたという話をしようとは思っていませんので、ぜひ皆さんから意見をもらって、いろいろな修正もしながら、案については決定していこうと考えております。

○玉城ノブ子委員 そういうことと言えば、自然保護課とも連携をとってやっていくということですが、これはまた自然保護課で質疑が多分あると思うのですが、そういう意味では、皆さん方のやんばる型森林業の推進案の内容そのものについては、今から環境保全課とも再度調整していくと—皆さん方は環境保全課ともう一度きちんと調整していくと考えていいのですか。

○知念武農林水産部長 パブリックコメントもたくさんいただいていますし、その内容を分析しながら、それに対する回答も含めて、環境生活部とはいろいろな調整をしていくと考えております。

○玉城ノブ子委員 そういう意味では、県民の皆さんからもいろいろな意見が出ているわけですね。パブリックコメントにいろいろな意見が寄せられています。本来なら、この案が出てくる前に県民の皆さん方へ情報を開示して、県

民の皆さんの意見が反映できるような場も設定していくべきだったと思うのです。そういう意味ではパブリックコメントで出ているいろいろな意見がきちんと反映されて、環境保全課ともしっかりと調整して、この案できちんと森林が保全できるという確認ができるような内容に見直していくことが必要ではないかと思っておりますので、そういう意味では再度、今の計画そのものの見直しも含めて検討する余地があるのかどうか。

○知念武農林水産部長 先ほども言いましたが、現時点での案を示しております。これに対してたくさん意見をもらっていますから、それも参考にしながら、我々の計画がどうなっているかということも含めて再度検討して、いろいろな関係機関と連携して、最終的な計画をつくり上げていきたいと考えております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 今のやんばる型森林業の推進の話について、私は県議会における議論も、何か現場、生活から離れた議論が非常に先行していて、これでいいのかという疑問を非常に感じております。まずその議論に入る前に、生態系という目線で、日本の焼き畑農業が極めて世界にすぐれた技術だという柳生博の特集が組んであったのですが、日本における焼き畑農業、また、我々の沖縄でも一時現前としてあった焼き畑農業は、私は非常にすぐれた技術だと思っているのですが、焼き畑農業に対してどういう見解を持っておりますか。

○謝名堂聡森林緑地課長 今、委員からお話でしたが、基本的に復帰以前の林業の一つの手法として、焼き畑をして造林するという手法がございました。これは戦後、リュウキュウマツを中心とした造林が中心になっているところです。リュウキュウマツについてはパイオニア樹種といいまして、一旦、崩壊地とか山が崩れた場所とか、のり面が出たところに一番最初に出てくるのがリュウキュウマツということです。ですからリュウキュウマツについては、自然の場所で切っただけすぐ植えるよりも、実は焼き畑をして、一旦ほかの雑草等を焼いた後に植栽すると非常に活着率がいいということで、以前は焼き畑農業を中心にしてかなり造林されてきております。その結果、かなりの量の造林地が成功しているということです。今おおむね数百ヘクタールのリュウキュウマツの造林地がございいますが、ほとんどがそういう焼き畑をしたような場所から、今の造林地が仕上がっている状況です。

○座喜味一幸委員 沖縄の林業は薪炭材を中心として、部分皆伐等をして、生活を支えてきたエネルギーを調達してきました。その更新林はイタジイを中心とした立派な森林として回復してきたというサイクルがあったわけです。その辺の実態を大事にしなければならないし、そのローテーションを組んでの自然環境に配慮した焼き畑農業が、無農薬に近い状態で極めていい成果を出しているという日本の技術を含めて考える、また我々沖縄でもそういう林業というのが現にされてきた。それはかつての山師皆伐というものと面積というものとローテーションをしっかりと把握してきたがゆえに、海を汚さないヤンバルの森林形態は保たれてきました。そういう森林というものは手をつけて悪いことではなくて、自然の再生能力の限界の中でやってくるということ一逆に人間が手を加えないと山は荒れると。全国的に間伐もできない状態になって、山が荒れているという状況があって。要するにこれをなぜ言うかということ、現場から離れた知識者が、どうも自然環境というものは手をつけてはいけないというものに押されて、県の林業計画、施業計画が余りにも自信をなくしているのではないか。そういう部分において、もっと自信を持ってしっかりと今までの観光林業の技術というものをPRすることに欠けているゆえに、少し現場から、生活から離れた流れに押されているのではないか、その辺に対して自信をなくしているのではないかという感想を持っているのですが、本音の部分でいかがでしょうか。

○知念武農林水産部長 やはりヤンバルの森林は保全と利用というところをバランスよくやらないといけないと考えております。そういうこともありまして、ゾーニングで資源として使うところは今の1万ヘクタールというところで、今、国頭村、森林組合も含めて計画したのは、1年に15ヘクタールぐらいを切らせてくれというのが向こうの一向こうはもっとたくさん切らせてくれと言うのですが、いろいろな調整をしていく中で、1年に15ヘクタールぐらいであれば、1万のうち、切るところはせいぜい谷とかあるものですから、3000から5000ヘクタールぐらいなのですが、そこで年間15ヘクタールだと、100年に1回切るか切らないかということですので、それで森林組合も十分十分ではありませんが、今の雇用などは守っていけると考えております。それぐらいのことで計画をしていけば、環境生活部の皆さんともいろいろ納得できるような利用計画がつかれるのではないかということでもまとめたのが今の案ですので、それを推進したいと思います。

○座喜味一幸委員 この山を知り尽くした人々は数少なくなっているのです。西表島でもそうなのですが。そういう意味で、林業に従事して山を知り尽くした人が、今の流れに押されて、木1本切ることが罪のような目線で見られて林業に従事するという事は、私は異常だと思っておりまして、逆に正しい現場の情報を発信するということをやらなければ大変だと思います。ではここに住んでいる、林業に従事して生活している人たちは自然を壊しているような、そういう状況で悪者扱いされている。これは社会的な制裁に近い状態だと思って、克服しなければならないと要望します。それで、私たちが議会で、もちろん皆伐の話で現場を見て、自然破壊だという林道の造成のときに問題になりました。予算も大分修正させられたと思うのですが、その山は、私はすっかり中低木ができて、当たり前前の山に復旧していると思うのですが、現場の報告をお願いします。

○知念武農林水産部長 近年は林道の工事はとまっていますが、伐採についても以前に比べると伐採量が少なくなっているという状況です。その伐採をした箇所については、1年目、3年目、5年目、15年目とか全部見て回りましたが、ほとんど5年もたつと周囲と全然変わらないような状況で、木が生えております。そういうことで、今のペースでいくと環境にはさほど影響を与えない状況かという考えをしています。

○座喜味一幸委員 第1次産業の農業も水産業も林業も、極めて市場競争に合わない産業であって、大変やりくりしてここまで落ちてきているわけなのです。そういう意味では、しっかりと林業の立場から情報提供する。例えば今みたいなモデル区をつくって、皆伐した後に2カ月、5カ月、1年で植生がどう回復しているか。亜熱帯における植生の回復力のすごさ。そういうものを逆に、連れて行ってモデル区で見てもらって体験してもらおう。そういう中からしか、私は正しい自然環境というものに対する理解ができないと思うのです。一つ林業施業区でもモデル区をつくって、皆さんがツーリズムで来られて、自然の力というものを理解してもらおう。そこからでないと、今のこの問題はどうも進まない。テレビの知識で得たものの中で、自然環境を先行していないか。生活者の立場から実のある林業施業計画の策定に当たって、ぜひモデル区等をつくって展示公開してもらいたい。その中からしかこの議論は片づかないと思います。どうでしょう、農林水産部長。

○知念武農林水産部長 大変いいアドバイスだと思います。そういう観点から、

ぜひそのような方向で考えていきたいと思っています。今、部内で議論しているのは、ぜひこの委員会に最初に一私はいませんが、次年度の最初の時期にぜひ現地を見てもらいたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、知念部長が退任挨拶を行い、その後、執行部は退席した。)

○上原章委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の方法などについて協議)

○上原章委員長 再開いたします。

乙第34号議案から乙第37号議案までの条例議案4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの条例議案4件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第34号議案から乙第37号議案までの条例議案4件は原案のとおり可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて 御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○上原章委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情21件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 上原 章